



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所

編集兼印刷発行人 神戸市長

発行日 毎週火曜日

目次

- ▽神戸市営住宅条例の一部を改正する条例
[建築住宅局住宅管理課] 2655
- ▽神戸市立体育施設条例及び神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例
[文化スポーツ局スポーツ企画課] 2656
- ▽神戸市公告式条例の一部を改正する条例
[行財政局法務支援課] 2669
- ▽公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 [行財政局人事課] 2670
- ▽職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例 [行財政局人事課] 2672

規 則

- ▽神戸市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 [建築住宅局住宅管理課] 2673
- ▽神戸市会計規則の一部を改正する規則 [教育委員会事務局学校支援部健康教育課] 2674
- ▽神戸市長の職務の代理に関する規則及び副市長事務分担規則の一部を改正する規則 [行財政局組織制度課] 2675
- ▽神戸市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則 [企画調整局つなぐラボ] 2678
- ▽神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則 [福祉局国保年金医療課] 2680
- ▽神戸市会計規則の一部を改正する規則 [福祉局政策課] 2703

訓 令 甲

- ▽職員のサービスの宣誓に関する条例施行規程の一部を改正する訓令 [行財政局人事課] 2704

告 示

- ▽土壌汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定 [環境局環境保全指導課] 2707

- ▽個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る団体の指定(学校法人 濱名山手学院) [行財政局税務部市民税課] 2708
- ▽個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る団体の指定(特定非営利活動法人 産業人OBネット) [行財政局税務部市民税課] 2708
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更(藤原台南町自治会) [企画調整局つなぐラボ] 2708
- ▽神戸市公印規則により印影等を印刷することができる文書の名称, 使用公印の名称等 [行財政局業務改革課] 2709
- ▽令和3年第1回定例会市会で議決された令和3年度神戸市一般会計補正予算 [行財政局財務課] 2710
- ▽道路法による道路の区域変更(市道 中落合8号線) [建設局道路管理課] 2713
- ▽道路法による道路の区域決定及び供用開始(市道 長田高校周辺線) [建設局道路管理課] 2713
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始(市道 山陽沿北側線他) [建設局道路管理課] 2713
- ▽道路法による道路の供用開始(市道 山陽沿北側線他) [建設局道路管理課] 2714

公 告

- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結(神戸市立博物館空調設備更新工事) [行財政局契約監理課] 2715
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結(西脇小学校他2校空調設備改修工事) [行財政局契約監理課] 2717
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結(東部市場第一加工場電気設備他改修工事) [行財政局契約監理課] 2720
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結(長田区総合庁舎トイレ改修工事) [行財政局契約監理課] 2722
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結(メリケンパーク緑地改修工事) [行財政局契約監理課] 2725
- ▽簡易型(実績確認型)総合評価落札方式制限付一般競争入札による契約の締結(神戸港港湾幹線道路舗装等補修工事(その2)) [行財政局契約監理課] 2727

▽神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更 [経済観光局農政計画課]	2731
▽一般競争入札による契約の締結（飲料自動販売機設置場所の貸し付け） [行財政局資産活用課]	2731
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（駒ヶ林中学校プール整備工事） [行財政局契約監理課]	2734
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（西垂水102号線防災対策工事） [行財政局契約監理課]	2737
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（西神住宅団地パークアベニューリニューアル工事（その1）他）＜合併入札＞ [行財政局契約監理課]	2739
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（布施畑環境センター破碎選別施設防爆ボイラー更新工事） [行財政局契約監理課]	2742
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（青少年科学館非常用発電機更新工事） [行財政局契約監理課]	2744
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（青少年科学館高压機器更新他工事） [行財政局契約監理課]	2746
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（乙木小学校他1校空調設備改修工事） [行財政局契約監理課]	2749
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（T i o 舞子こどもひろば整備設備工事） [行財政局契約監理課]	2751
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（舞子駅前バスロータリー再整備に伴う上屋（北側）設置工事） [行財政局契約監理課]	2753
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（みなとのもり公園拠点施設新築工事） [行財政局契約監理課]	2756
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（六甲大橋橋梁灯（橋脚部）架台改修工事） [行財政局契約監理課]	2758
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（東部工区歩道改良工事（その2）） [行財政局契約監理課]	2760
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（丸山2号線下法面防災対策工事） [行財政局契約監理課]	2763
▽土地利用条件付一般競争入札による契約の締結（西区狩場台三丁目） [都市局新都市管理課]	2765
▽都市公園の設置（垣内公園） [建設局公園部管理課]	2768

▽緑地協定の認可及びその写しの供覧（ジークレフ神戸名谷E A S T管理組合緑地協定） [建設局公園部計画課]	2768
▽放置物件の撤去及び保管 [港湾局神戸港管理事務所]	2769
▽神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例による地区計画素案の縦覧及び意見書の提出（原野地区地区計画） [都市局都市計画課]	2770

区 役 所

▽自動車臨時運行許可番号標の失効 [兵庫区総務部市民課]	2772
---------------------------------	------

交 通 局

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（西神・山手線 レール溶接他工事（令和3年度）） [交通局経営企画課]	2772
▽神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程等の一部を改正する規程 [交通局経営企画課]	2775
▽神戸市高速鉄道乗車規程の一部を改正する規程 [交通局高速鉄道部地下鉄運輸サービス課]	2786

教 育 委 員 会

▽職員のサービスの宣誓に関する規則の一部を改正する規則 [教育委員会事務局総務部教職員課]	2788
▽兵庫県知事選挙における個人演説会場の公営施設設備の程度及び納付すべき費用の額等 [教育委員会事務局学校支援部学校環境整備課]	2791

人 事 委 員 会

▽神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 [人事委員会事務局調査課]	2802
--	------

条 例

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月28日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第5号

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例

神戸市営住宅条例（平成9年4月条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																		
<p>別表第1（第4条関係）</p> <p>(1) 公営住宅</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 国の補助に係る公営住宅</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市営ひよどり台住宅</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">イ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市営ひよどり台住宅	[略]	[略]	[略]	<p>別表第1（第4条関係）</p> <p>(1) 公営住宅</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 国の補助に係る公営住宅</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市営ひよどり台住宅</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>神戸市営鈴蘭台西住宅</td> <td>神戸市北区鈴蘭台西町3丁目</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">イ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市営ひよどり台住宅	[略]	神戸市営鈴蘭台西住宅	神戸市北区鈴蘭台西町3丁目	[略]	[略]
名称	位置																		
[略]	[略]																		
神戸市営ひよどり台住宅	[略]																		
[略]	[略]																		
名称	位置																		
[略]	[略]																		
神戸市営ひよどり台住宅	[略]																		
神戸市営鈴蘭台西住宅	神戸市北区鈴蘭台西町3丁目																		
[略]	[略]																		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

神戸市立体育施設条例及び神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月28日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第6号

神戸市立体育施設条例及び神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例

(体育施設条例の一部改正)

第1条 神戸市立体育施設条例(平成8年3月条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前														
<p>(名称等)</p> <p>第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市立西体育館</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市立港島南球技場</td> <td>神戸市中央区港島南町3丁目7番</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立西体育館	[略]	神戸市立港島南球技場	神戸市中央区港島南町3丁目7番	<p>(名称等)</p> <p>第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市立西体育館</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立西体育館	[略]
名称	位置														
[略]	[略]														
神戸市立西体育館	[略]														
神戸市立港島南球技場	神戸市中央区港島南町3丁目7番														
名称	位置														
[略]	[略]														
神戸市立西体育館	[略]														

第3条 [略]

2 神戸市立東灘体育館，神戸市立須磨体育館，神戸市立垂水体育館及び神戸市立港島南球技場は，市民のスポーツ等の利用に供する。

(使用料)

第6条 体育施設（神戸市立ポートアイランドスポーツセンターを除く。次項において同じ。）の使用料は，別表第1から別表第5までのとおりとする。

2 [略]

(利用料金)

第9条の2 [略]

2 神戸市立ポートアイランドスポーツセンターについて第4条第1項の許可を受けた者は，別表第6に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3～5 [略]

附 則

1，2 [略]

(指定管理者不在等期間におけるポートアイランドスポーツセンターの管理に関する業務)

3 神戸市立ポートアイランドスポーツセンターにつき市長が指定管理者の指定を取り消し，指定管理者が解散し，

第3条 [略]

2 神戸市立東灘体育館，神戸市立須磨体育館及び神戸市立垂水体育館は，市民のスポーツ等の利用に供する。

(使用料)

第6条 体育施設（神戸市立ポートアイランドスポーツセンターを除く。次項において同じ。）の使用料は，別表第1から別表第4までのとおりとする。

2 [略]

(利用料金)

第9条の2 [略]

2 神戸市立ポートアイランドスポーツセンターについて第4条第1項の許可を受けた者は，別表第5に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3～5 [略]

附 則

1，2 [略]

(指定管理者不在等期間におけるポートアイランドスポーツセンターの管理に関する業務)

3 神戸市立ポートアイランドスポーツセンターにつき市長が指定管理者の指定を取り消し，指定管理者が解散し，

その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における別表第6第2号の表備考3及び4の規定の適用については、別表第6第2号の表備考3及び4中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

4, 5 [略]

その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における別表第5第2号の表備考3及び4の規定の適用については、別表第5第2号の表備考3及び4中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

4, 5 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前

改正後

別表第5 神戸市立港島南球技場の使用料（第6条関係）

(1) 球技場の使用料

使用区分	使用料（1時間につき）
平日	1,800円
土曜日、日曜日及び休日	2,100円
平日	900円
土曜日、日曜日及び休日	1,050円

備考

- この表において、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日を、「休日」とは国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。

(2) 駐車場の使用料

区分	使用料（1時間につき）
乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車	150円
乗車定員11人以上の普通自動車	450円

備考 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。

別表第6 [略]

別表第5 [略]

第2条 神戸市立体育施設条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後	第2条による改正前																
<p>(名称等)</p> <p>第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市立垂水体育館</td> <td>神戸市垂水区平磯1丁目1700番</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料)</p> <p>第6条 体育施設（神戸市立ポートアイランドスポーツセンターを除く。次項において同じ。）の使用料は、別表第1から別表第6までのとおりとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(利用料金)</p> <p>第9条の2 [略]</p> <p>2 神戸市立ポートアイランドスポーツセンターについて第4条第1項の許可を受けた者は、別表第7に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認</p>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立垂水体育館	神戸市垂水区平磯1丁目1700番	[略]	[略]	<p>(名称等)</p> <p>第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市立垂水体育館</td> <td>神戸市垂水区旭が丘2丁目1番22号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料)</p> <p>第6条 体育施設（神戸市立ポートアイランドスポーツセンターを除く。次項において同じ。）の使用料は、別表第1から別表第5までのとおりとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(利用料金)</p> <p>第9条の2 [略]</p> <p>2 神戸市立ポートアイランドスポーツセンターについて第4条第1項の許可を受けた者は、別表第6に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認</p>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立垂水体育館	神戸市垂水区旭が丘2丁目1番22号	[略]	[略]
名称	位置																
[略]	[略]																
神戸市立垂水体育館	神戸市垂水区平磯1丁目1700番																
[略]	[略]																
名称	位置																
[略]	[略]																
神戸市立垂水体育館	神戸市垂水区旭が丘2丁目1番22号																
[略]	[略]																

を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3～5 [略]

附 則

1, 2 [略]

(指定管理者不在等期間におけるポートアイランドスポーツセンターの管理に関する業務)

3 神戸市立ポートアイランドスポーツセンターにつき市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時(以下「指定管理者不在等開始時」という。)からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間(以下「指定管理者不在等期間」という。)における別表第7第2号の表備考3及び4の規定の適用については、別表第7第2号の表備考3及び4中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

4, 5 [略]

を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3～5 [略]

附 則

1, 2 [略]

(指定管理者不在等期間におけるポートアイランドスポーツセンターの管理に関する業務)

3 神戸市立ポートアイランドスポーツセンターにつき市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時(以下「指定管理者不在等開始時」という。)からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間(以下「指定管理者不在等期間」という。)における別表第6第2号の表備考3及び4の規定の適用については、別表第6第2号の表備考3及び4中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

4, 5 [略]

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後

別表第1 神戸市立東灘体育館及び神戸市立須磨体育館の使用料(第6条関係)

(1) 大会等による全面使用又は全部使用の場合

使用時間	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後9時から午後11時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間超過使用料 (1時間につき)
使用区分	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
体育室	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

(2) [略]

(3) 前2号に掲げる使用以外の使用の場合

使用区分	競技場	1時間につき	全面 3区画に区分したうちの1区画	使用者 幼児、小学生、中学生及び高校生	600円 200円 300円	一般の者 1,150円 400円 500円
体育室			全面			

備考 [略]

別表第4 神戸市立垂水体育館の使用料(第6条関係)

(1) 大会等による全面使用又は全部使用の場合

第2条による改正前

別表第1 神戸市立東灘体育館、神戸市立須磨体育館及び神戸市立垂水体育館の使用料(第6条関係)

(1) 大会等による全面使用又は全部使用の場合

使用時間	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後9時から午後11時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間超過使用料 (1時間につき)
使用区分	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
体育室(神戸市立垂水体育館にあっては、第1体育室)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立垂水体育館の第2体育室	円 700	円 900	円 800	円 1,600	円 1,700	円 2,400	円 350

備考 [略]

(2) [略]

(3) 前2号に掲げる使用以外の使用の場合

使用区分	競技場	1時間につき	全面 3区画に区分したうちの1区画	使用者 幼児、小学生、中学生及び高校生	600円 200円 300円	一般の者 1,150円 400円 500円
体育室(神戸市立垂水体育館にあっては、第1体育室)			全面			
神戸市立垂水体育館の第2体育室			全面		150円	200円

備考 [略]

使用時間	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後5時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間超過使用料
使用区分 競技場	円 6,200	円 8,200	円 7,200	円 13,000	円 13,900	円 18,400	円 3,100
第1体育室	円 4,700	円 6,300	円 5,500	円 9,900	円 10,600	円 14,000	円 2,400
第2体育室	円 2,000	円 2,600	円 2,300	円 4,100	円 4,400	円 5,900	円 1,000
多目的室	円 700	円 900	円 800	円 1,400	円 1,500	円 2,000	円 350

備考 超過使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。

(2) 個人使用の場合

使用区分	使用者小学生、中学生及び高校生	一般の者
第1体育室、第2体育室及び多目的室	1人2時間につき	150円
トレーニング室	1人1回につき	300円

備考

1 この表において「一般の者」とは、小学校就学前の者、小学生、中学生及び高校生以外の者をいう。

2 使用時間に2時間未満の端数が生じたときは、2時間として計算する。

(3) 前2号に掲げる使用以外の使用の場合

使用区分	使用者	幼児、小学生、中学生及び高校生	一般の者
使用区分 競技場	1時間につき	全面	1,000円
		半面	500円
		4区画に区分したうちの1区画	250円
		6区画に区分したうちの1区画	150円
		全面	600円
		3区画に区分したうちの1区画	200円
第1体育室			1,150円
第2体育室			400円
多目的室			500円
			150円
			200円

備考

1 この表において「幼児」とは3歳以上の者で小学校就学前のものを、「一般の者」とは小学校就学前の者、小学生、中学生及び高校生以外の者をいう。

2 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。

別表第5 [略]
別表第6 [略]
別表第7 [略]

別表第4 [略]
別表第5 [略]
別表第6 [略]

(文化センター条例の一部改正)

第3条 神戸市立文化センター条例(昭和56年8月条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前

別表第1 (第4条関係)

センター [略]	施設 [略]
垂水区文化センター	大ホール 会議室 講習室 料理教室 美術室 多目的ホール 木工芸室 音楽練習室 和室 体育館 トレニングルーム ギャラリー 青少年コーナー ロビーその他の便益施設
[略]	[略]

備考 [略]

別表第2 (第10条関係)

(1) 施設の使用料金

ア～サ [略]

シ 垂水区文化センター

名称	施設 面積 (単位 平方メートル)	定員 (単位 人)	利用料金(単位 円)							個人使用 の場合		
			午前 (午前 9時から 正午まで)	午後 (午後 1時から 5時まで)	夜間 (午後 5時から 9時まで)	午後 (午後 9時から 19時まで)	午前・ 午後 (午前 9時から 午後 5時まで)	午後・ 夜間 (午後 1時から 午後 9時まで)	終日 (午前 9時から 午後 9時まで)		時間 外の使用 1時間 につき	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
和室	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
体育館	562		4,400	5,800	5,100	9,200	9,900	13,000	1,500			
バスケットコート			1面	2時間につき	700							
卓球台			1台	2時間につき	300							
トレーニング室	210		9,000	12,000	10,500	18,900	20,300	26,800	3,000	1人2時間につき	300	

ス [略]

(2) [略]

改正後

別表第1 (第4条関係)

センター [略]	施設 [略]
垂水区文化センター	大ホール 会議室 講習室 料理教室 美術室 多目的ホール 木工芸室 音楽練習室 和室 ギャラリー 青少年コーナー ロビーその他の便益施設
[略]	[略]

備考 [略]

別表第2 (第10条関係)

(1) 施設の使用料金

ア～サ [略]

シ 垂水区文化センター

名称	施設 面積 (単位 平方メートル)	定員 (単位 人)	利用料金(単位 円)							個人使用 の場合	
			午前 (午前 9時から 正午まで)	午後 (午後 1時から 5時まで)	夜間 (午後 5時から 9時まで)	午後 (午後 9時から 19時まで)	午前・ 午後 (午前 9時から 午後 5時まで)	午後・ 夜間 (午後 1時から 午後 9時まで)	終日 (午前 9時から 午後 9時まで)		時間 外の使用 1時間 につき
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
和室	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

ス [略]

(2) [略]

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、神戸市立港島南球技場の供用を開始する日は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日とする。
(準備行為)
- 3 第1条の規定による改正後の神戸市立体育施設条例（以下この項において「第1条新条例」という。）を施行するために必要な神戸市立港島南球技場に係る第1条新条例第4条の許可、第1条新条例第6条の使用料の收受、第1条新条例第16条の指定管理者の指定その他必要な行為は、第1条新条例の施行の日前においても、第1条新条例の規定の例によりすることができる。
- 4 第2条の規定による改正後の神戸市立体育施設条例（以下この項において「第2条新条例」という。）を施行するために必要な神戸市立垂水体育館に係る第2条新条例第4条の許可、第2条新条例第6条の使用料の收受その他必要な行為は、第2条新条例の施行の日前においても、第2条新条例の規定の例によりすることができる。

神戸市公告式条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月30日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第7号

神戸市公告式条例の一部を改正する条例

神戸市公告式条例（昭和25年8月条例第198号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第5条 前3条の規定は、本市規則並びに本市各機関の定める規則及びその他の規程で公表を要するものに準用する。この場合において、<u>本市規則については第2条中「市長が署名」とあるのは「市長名を記入」と</u>、本市各機関の定める規則その他の規程については<u>同条中「市長が署名」とあるのは「その機関名又は機関の代表者名を記入」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>第5条 前3条の規定は、本市規則並びに本市各機関の定める規則及びその他の規程で公表を要するものに準用する。この場合において、本市各機関の定める規則その他の規程については、<u>第2条中「市長」とあるのは「その機関又は機関の代表者」と読み替えるものとする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月30日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第8号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体）</p> <p>第8条の2 法第6条第2項の規定により給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体は、<u>別表第1第1号から第6号まで、第8号、第11号から第15号まで、第17号、第21号、第25号、第26号、第29号、第32号から第40号まで、第43号、第44号及び第46号から第48号まで</u>に掲げる団体とする。</p>	<p style="text-align: center;">（給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体）</p> <p>第8条の2 法第6条第2項の規定により給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体は、<u>別表第1第2号から第7号まで、第9号、第12号から第16号まで、第18号、第22号、第26号、第27号、第30号、第33号から第41号まで、第44号、第45号及び第47号から第49号まで</u>に掲げる団体とする。</p>

別表第1（第2条，第8条の2関係）

(1)～(13) [略]

(14) 一般財団法人神戸農政公社

(15)～(50) [略]

別表第2（第10条関係）

(1)～(16) [略]

(17) 株式会社神戸ウォーターフ
ロント開発機構

別表第1（第2条，第8条の2関係）

(1) 公益財団法人阪神・淡路大震災
復興基金

(2)～(14) [略]

(15) 一般財団法人神戸みのりの公
社

(16)～(51) [略]

別表第2（第10条関係）

(1)～(16) [略]

附 則

この条例は，令和3年7月1日から施行する。ただし，第8条の2の改正規定及び別表第1の改正規定（同表第15号中「一般財団法人神戸みのりの公社」を「一般財団法人神戸農政公社」に改める部分を除き，同号を第14号とする部分を含む。）は，公益財団法人阪神・淡路大震災復興基金の解散の日から施行する。

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月30日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第9号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年4月条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（職員のサービスの宣誓）	（職員のサービスの宣誓）
第2条 新たに職員と <u>なった</u> 者は、採用と同時に <u>任命権者が定める宣誓書を当該任命権者に提出</u> してからでなければ、その職務を <u>行</u> ってはならない。 <u>ただし</u> 、緊急の事態に際し任命権者が必要と認める場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。	第2条 新たに職員と <u>なつた</u> 者は、採用と同時に <u>任命権者の定める上級の公務員の前に</u> おいて別記様式に <u>定める宣誓書に署名</u> してからでなければ、その職務を <u>行</u> ってはならない。 <u>但し</u> 、緊急の事態に際し任命権者が必要と認める場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。

別記様式第1から第4までを削る。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

規 則

神戸市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月28日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第12号

神戸市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市営住宅条例施行規則（昭和35年4月規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第2（第25条関係）		別表第2（第25条関係）	
公営住宅	数値	公営住宅	数値
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市営鈴蘭台東住宅，神戸市営鈴蘭台東第二住宅，神戸市営鈴蘭台東第三住宅及び神戸市営シルバーハイツ鈴蘭台住宅	[略]	神戸市営鈴蘭台西住宅，神戸市営鈴蘭台東住宅，神戸市営鈴蘭台東第二住宅，神戸市営鈴蘭台東第三住宅及び神戸市営シルバーハイツ鈴蘭台住宅	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月28日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第13号

神戸市会計規則の一部を改正する規則

神戸市会計規則（昭和39年3月規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（請求書の省略） 第43条 [略] （1）～（27） [略] （28）神戸市就学援助規則（平成12年4月教育委員会規則第1号）第7条第3項の規定により <u>現物をもって支給された給食費に相当する費用</u> （29） [略]	（請求書の省略） 第43条 [略] （1）～（27） [略] （28）神戸市就学援助規則（平成12年4月教育委員会規則第1号）第7条第3項の規定により <u>学校長に受領が委任された給食費</u> （29） [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の神戸市会計規則第43条第28号の規定は、令和3年4月1日から適用する。

神戸市長の職務の代理に関する規則及び副市長事務分担規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月30日

神戸市長 久元喜造

神戸市規則第14号

神戸市長の職務の代理に関する規則及び副市長事務分担規則の一部を改正する規則

(市長の職務の代理に関する規則の一部改正)

第1条 神戸市長の職務の代理に関する規則(平成元年11月規則第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(市長の職務を代理する副市長の順序)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第152条第1項の規定により、市長の職務を代理する副市長の順序は、次のとおりとする。</p> <p>(1), (2) [略]</p> <p><u>(3) 第3順位 副市長 小原一徳</u></p>	<p>(市長の職務を代理する副市長の順序)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第152条第1項の規定により、市長の職務を代理する副市長の順序は、次のとおりとする。</p> <p>(1), (2) [略]</p> <p><u>(3) 第3順位 副市長 恩田馨</u></p>

(副市長事務分担規則の一部改正)

第2条 副市長事務分担規則（平成25年11月規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（事務分担）</p> <p>第2条 副市長は、次の各号に掲げる副市長の区分に応じ、当該各号に定める事務を担当する。</p> <p>(1), (2) [略]</p> <p>(3) <u>小原副市長 会計室，文化スポーツ局，福祉局，健康局及びこども家庭局の所管に属する事務並びに教育委員会事務局及び選挙管理委員会事務局に関する事務</u></p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（事故ある場合等の事務処理）</p> <p>第4条 <u>今西副市長に事故があるとき，又は今西副市長が欠けたときはその担当事務は油井副市長が，油井副市長に事故があるとき，又は油井副市長が欠けたときはその担当事務</u></p>	<p style="text-align: center;">（事務分担）</p> <p>第2条 副市長は、次の各号に掲げる副市長の区分に応じ、当該各号に定める事務を担当する。</p> <p>(1), (2) [略]</p> <p>(3) <u>恩田副市長 会計室，文化スポーツ局，福祉局，健康局及びこども家庭局の所管に属する事務並びに教育委員会事務局及び選挙管理委員会事務局に関する事務</u></p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（事故ある場合等の事務処理）</p> <p>第4条 <u>今西副市長に事故があるとき，又は今西副市長が欠けたときはその担当事務は油井副市長が，油井副市長に事故があるとき，又は油井副市長が欠けたときはその担当事務</u></p>

は小原副市長が，小原副市長に事故
があるとき，又は小原副市長が欠け
たときはその担当事務は今西副市長
がそれぞれ処理し，2人の副市長に
事故があるとき，又は2人の副市長
が欠けたときはそれらの担当事務は
他の副市長が処理する。

2，3 [略]

は恩田副市長が，恩田副市長に事故
があるとき，又は恩田副市長が欠け
たときはその担当事務は今西副市長
がそれぞれ処理し，2人の副市長に
事故があるとき，又は2人の副市長
が欠けたときはそれらの担当事務は
他の副市長が処理する。

2，3 [略]

附 則

この規則は，令和3年7月1日から施行する。

神戸市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月30日

神戸市長 久元喜造

神戸市規則第15号

神戸市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

神戸市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成24年3月規則第52号）の一部を次のように改正する。

様式第18号中

「

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類（特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類）	
ア 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項	
イ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 (ア) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 (イ) 役員等との取引	を
ウ 寄附者（当該認定（特例認定）特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定（特例認定）特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日	
エ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	
オ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
カ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	

」

「

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
既に提出している規程の内容に変更がないため、今回は提出しない。	
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類（特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類。ただし、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類を除く。）	
ア 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項	
イ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 （ア） 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 （イ） 役員等との取引	に
ウ 寄附者（当該認定（特例認定）特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定（特例認定）特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日	
エ 役員等に対する報酬又は給与の状況 （ア） 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（（イ）に係る部分を除く。） （イ） 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	
オ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
カ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日	

」

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の神戸市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則様式第18号の規定は、特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人（以下この項において「認定特定非営利活動法人等」という。）がこの規則の施行の日以後に開始する事業年度において提出すべき書類の提出について適用し、認定特定非営利活動法人等がこの規則の施行の前日に開始した事業年度において提出すべき書類の提出については、なお従前の例による。

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月30日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第16号

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(高齢期移行者医療費助成に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例施行規則(昭和46年12月規則第75号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	<p>第4条 <u>条例第2条第4号に規定する規則で定める者は、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、</u></p>

事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。)の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者とする。

(助成の範囲の特例)

第5条 条例第3条第4項に規定するその他特別の理由があるときは、次に掲げる場合とする。

(1) 対象者の生計を主として維持する者(以下「主たる生計維持者」という。)の失業等により、その者の失業等の事実が発生した日以後1年間の推計合計所得(次に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。)の

(助成の範囲の特例)

第4条 条例第3条第4項に規定するその他特別の理由があるときは、次に掲げる場合とする。

(1) 対象者の生計を主として維持する者(以下「主たる生計維持者」という。)の失業等により、その者の失業等の事実が発生した日以後1年間の推計合計所得(次に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。)の

12分の1の額が、基準生活費（失業等の事実が発生した日の属する年度（失業等の事実が発生した日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）の4月1日における生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1第1章1（1）ア（ア）の規定（同章1（1）ア（ア）第2類の表のうち地区別冬季加算額に係る部分を除く。）及び同章1（2）アの規定（12月の基準生活費の額につき同章1（2）アの期末一時扶助費の表に定める額を加えた額とする旨を定める部分を除く。）により算定される基準生活費をいう。以下同じ。）の月額に870分の990を乗じた額の1.35倍以下に減少し、かつ、対象者の生計が著しく困窮していると認められる場合

ア 当該失業等の事実が発生した日から起算して1月間の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額に12を乗じて得た額

イ [略]

(2)～(4) [略]

2～5 [略]

12分の1の額が、基準生活費（失業等の事実が発生した日の属する年度（失業等の事実が発生した日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）の4月1日における生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1第1章1（1）ア（ア）の規定（同章1（1）ア（ア）第2類の表のうち地区別冬季加算額に係る部分を除く。）及び同章1（2）アの規定（12月の基準生活費の額につき同章1（2）アの期末一時扶助費の表に定める額を加えた額とする旨を定める部分を除く。）により算定される基準生活費をいう。以下同じ。）の月額に870分の990を乗じた額の1.35倍以下に減少し、かつ、対象者の生計が著しく困窮していると認められる場合

ア 当該失業等の事実が発生した日から起算して1月間の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額に12を乗じて得た額

イ [略]

(2)～(4) [略]

2～5 [略]

第5条～第10条 [略]

(助成方法の特例)

第11条 条例第5条第2項に規定する市長が特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 資格者が条例第3条第1項各号のいずれかに該当する場合における当該医療に要する費用の全額を医療担当者等に直接支払ったとき。

(2) 資格者が条例第3条第1項各号のいずれかに該当する場合における当該医療に要する費用のうち被保険者等負担額を医療担当者等に直接支払ったとき。

(3) [略]

2～4 [略]

第12条～第14条 [略]

第6条～第11条 [略]

(助成方法の特例)

第12条 条例第5条第2項に規定する市長が特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 国民健康保険法又は社会保険各法の規定により資格者に係る療養費が支給されたとき。

(2) 社会保険各法の規定により資格者に係る療養費に相当する保険外併用療養費, 家族療養費又は特別療養費が支給されたとき。

(3) [略]

2～4 [略]

第13条～第15条 [略]

(こども医療費助成に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 神戸市こども医療費助成に関する条例施行規則(昭和48年8月規則第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(資格の取得)</p> <p>第6条 条例第5条第4項ただし書に規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げる場合とし、当該各号に定める日から資格を取得する。</p> <p>(1) その監護する条例第2条第6号の乳幼児等（以下「乳幼児等」という。）が新たに国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者又は資格者を被保険者若しくは組合員とする社会保険各法の規定による被扶養者の資格を取得したことにより資格者となった場合 被保険者又は被扶養者の資格を取得した日</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(受給者証の有効期限)</p> <p>第8条 受給者証の有効期限は、毎年6月30日までとし、毎年7月1日に更新する。ただし、6月30日前に資格を喪失する場合、<u>対象乳幼児等である幼児等が2歳の誕生日の属する月の翌月の初日から3歳の誕生日の属する月の末日までの間にある者である場合、対象乳幼児等である幼児等が8歳の誕生日以後の最初の4月</u></p>	<p>(資格の取得)</p> <p>第6条 条例第5条第4項ただし書に規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げる場合とし、当該各号に定める日から資格を取得する。</p> <p>(1) その監護する条例第2条第5号の乳幼児等（以下「乳幼児等」という。）が新たに国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者又は資格者を被保険者若しくは組合員とする社会保険各法の規定による被扶養者の資格を取得したことにより資格者となった場合 被保険者又は被扶養者の資格を取得した日</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(受給者証の有効期限)</p> <p>第8条 受給者証の有効期限は、毎年6月30日までとし、毎年7月1日に更新する。ただし、6月30日前に資格を喪失する場合<u>及び</u>対象乳幼児等である幼児等が2歳の誕生日の属する月の翌月の初日から3歳の誕生日の属する月の末日までの間にある者である場合は、この限りでない。</p>

1日から9歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合、対象乳幼児等である児童が14歳の誕生日以後の最初の4月1日から15歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にあるものである場合、条例第4条第6項の規定による免除を受けている場合その他区長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(助成方法の特例)

第10条 条例第6条第2項に規定する市長が特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 資格者が条例第4条第1項各号のいずれかに該当する場合における当該医療に要する費用の全額を医療担当者等に直接支払ったとき。

(2) 資格者が条例第4条第1項各号のいずれかに該当する場合における当該医療に要する費用のうち被保険者等負担額を医療担当者等に直接支払ったとき。

(3) [略]

2, 3 [略]

(助成方法の特例)

第10条 条例第6条第2項に規定する市長が特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 資格者が国民健康保険法の規定により対象乳幼児等に係る療養費を支給されたとき。

(2) 資格者が社会保険各法の規定により対象乳幼児等に係る療養費に相当する家族療養費又は特別療養費を支給されたとき。

(3) [略]

2, 3 [略]

(重度障害者医療費助成に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 神戸市重度障害者医療費助成に関する条例施行規則（昭和48年8月規則

第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(判定額の算定方法)</p> <p>第3条の2 [略]</p> <p>2 前項の場合において、判定対象者が<u>次の各号のいずれかに該当するときは、当該判定対象者の住所を指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)</u>以外の市町村の区域内にあるものとみなして判定額を算定するものとする。<u>ただし、判定額の算定に係る地方税法第314条の3第1項の規定の適用については、同項中「100分の6(所得割の納税義務者が地方自治法第252条の19第1項の市(第314条の6及び第314条の7において「指定都市」という。)</u>の区域内に住所を有する場合には、<u>100分の8)の標準税率によつて定め</u></p>	<p>(判定額の算定方法)</p> <p>第3条の2 [略]</p> <p>2 前項の場合において、判定対象者が<u>次の各号のいずれかに該当するときは、判定額の算定に係る別表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>

る率」とあるのは、「当該地方団体の条例により定める率から100分の2を減じた率」とする。

(1) 医療保険各法給付年度の初日の属する年の1月1日現在における住所が指定都市の区域内である場合

(2) [略]

3 前2項の規定により算定された額について、地方税法第314条の7第1項及び第2項、同法附則第5条の4の2第5項並びに同法附則第7条の2第4項の規定により控除されるべき金額があるときは、当該金額を前項の規定に基づき算定された額に加算した額を判定額とする。

4, 5 [略]

(1) 医療保険各法給付年度の初日の属する年の1月1日現在における住所が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の市(以下「指定都市」という。)の区域内である場合

(2) [略]

3 前2項の規定により算定された額について、地方税法第314条の7第1項及び第2項、同法附則第5条の4の2第6項並びに同法附則第7条の2第4項の規定により控除されるべき金額があるときは、当該金額を前項の規定に基づき算定された額に加算した額を判定額とする。

4, 5 [略]

6 前各項の規定にかかわらず、判定対象者が次の各号に掲げる区分に該当する場合の判定額は、前各項の規定に基づき算定された額から、それらの区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を控除した額を判定額とする。

(1) 所得割の納税義務者であって、地方税法第292条第1項第11号イ中

「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当することとなるもの 15,600円

(2) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に規定するものに該当することとなる者 18,000円

(3) 所得割の納税義務者であつて、地方税法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によら

ないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当することとなるもの 15,600円

（助成の範囲の特例）

第4条の2 条例第3条第2項第2号

に規定する規則で定める者は、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出を

(助成の範囲の特例)

第5条 条例第3条第8項に規定するその他特別の理由があるときは、次の各号に掲げる場合とし、当該各号に定める条例第3条第1項の一部負担金（以下単に「一部負担金」という。）を免除する。

(1)～(4) [略]

2, 3 [略]

4 条例第3条第8項の規定による免除を受けることができる期間は、第1項各号のいずれかに該当するに至った日の属する月から起算して6月目の末日（当該月から起算して5月目の末日以前に第1項各号のいずれかに該当しなくなったときは、その

していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者とする。

第5条 条例第3条第8項に規定するその他特別の理由があるときは、次の各号に掲げる場合とし、当該各号に定める条例第3条第1項の一部負担金（以下単に「一部負担金」という。）を免除する。

(1)～(4) [略]

(5) 条例第2条に規定する対象者が15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合
条例第3条第2項第1号ウ及び第2号ウに掲げる場合の一部負担金

2, 3 [略]

4 条例第3条第8項の規定による免除（第1項第5号に該当する場合のものを除く。次項及び第10条において同じ。）を受けることができる期間は、第1項第1号から第4号までのいずれかに該当するに至った日の属する月から起算して6月目の末日

該当しなくなった日の属する月の末日)までとする。

- 5 条例第3条第8項の規定による免除を受けた者は、第1項各号のいずれかに該当しなくなったときは、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。

(助成方法の特例)

第12条 条例第5条第2項に規定する市長が特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 資格者が条例第3条第1項各号のいずれかに該当する場合における当該医療に要する費用の全額を医療担当者等に直接支払ったとき。

(2) 資格者が条例第3条第1項各号のいずれかに該当する場合における当該医療に要する費用のうち被保険者等負担額を医療担当者等に直接支払ったとき。

(3) 資格者が条例第3条第1項の規定による助成の額と同項の被保険者等負担額との差額を超える額の一部負担金を支払ったとき。

(当該月から起算して5月目の末日以前に第1項第1号から第4号までのいずれかに該当しなくなったときは、その該当しなくなった日の属する月の末日)までとする。

- 5 条例第3条第8項の規定による免除を受けた者は、第1項第1号から第4号までのいずれかに該当しなくなったときは、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。

(助成方法の特例)

第12条 条例第5条第2項に規定する市長が特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 資格者が国民健康保険法の規定により療養費を支給されたとき。

(2) 資格者が社会保険各法の規定により療養費、家族療養費又は特別療養費を支給されたとき。

(3) 資格者が高齢者の医療の確保に関する法律の規定により療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは特別療養費の支給をされた

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2, 3 [略]

とき。

(4) 資格者が条例第3条第1項の規定による助成の額と同項の被保険者等負担額との差額を超える額の一部負担金を支払ったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2, 3 [略]

別表（第3条の2関係）

地方税法第314条第1項	100分の6（所得割の納税義務者が地方自治法第252条の19第1項の市（第314条の6及び第314条の7において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、100分の8）の標準税率によつて定める率	当該地方団体の条に定める率から100分の2を減じた率
地方税法第314条第1号及び第	100分の3（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4）	100分の3

2号		
地方税法第314条第1項	100分の6（当該納税義務者が指定都市の区域の7内に住所を有する場合には、100分の8）	100分の6
地方税法第314条第2項	5分の3（当該納税義務者が指定都市の区域の7内に住所を有する場合には、5分の4）	5分の3
地方税法附則第5条第3項	100分の1.6（当該納税義務者が指定都市の区域の区内に住所を有する場合には、100分の2.24）	100分の1.6
地方税法附則第5条第3項第1号	100分の0.8（当該納税義務者が指定都市の区域の区内に住所を有する場合には、100分の1.12）	100分の0.8
地方税法附則第5条第3項第2号	100分の0.4（当該納税義務者が指定都市の区域の区内に住所を有する場合には、100分の0.56）	100分の0.4
地方税法附則第5条	100分の0.4（当該納税義務者が指定都市の区域の区内に住所を有する場	100分の0.4

第3項	合には、100分の0.56)	
第3号	100分の0.2（当該納税義務者が指定都市の区分の域内に住所を有する場合には、100分の0.28）	100 0.2
地方税法附則第5条の4の2第6項	5分の3（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、5分の4）	5分 の3
	100分の3（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4）	100 3
	5万8,500円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、7万8,000円）	5万 8,500 円
地方税法附則第5条の5第2項	5分の3（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、5分の4）	5分 の3
地方税法附則第5条第5項第1号	100分の0.9（当該納税義務者が指定都市の区分の域内に住所を有する場合には、100分の1.2）	100 0.9
地方税法	100分の3（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4）	100 0.9
地方税法	100分の3（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4）	100 0.9

法附則第33条の2第5項	務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4)	分の3
地方税法附則第33条の3第5項第1号	100分の7.2（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の9.6)	100分の7.2
地方税法附則第34条第4項	100分の3（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4)	100分の3
地方税法附則第34条の2第4項第1号	100分の2.4（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の3.2)	100分の2.4
地方税法附則第34条の2第4項第2号イ	48万円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、64万円)	48万円
地方税法附則	100分の3（当該納税義務者が指定都市の区域	分の

第34条の2第4項第2号ロ	内に住所を有する場合には、100分の4)	3
地方税法附則第34条の3第3項第1号	100分の2.4（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の3.2）	100分の2.4
地方税法附則第34条の3第3項第2号イ	144万円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、192万円）	144万円
地方税法附則第34条の3第3項第2号ロ	100分の3（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4）	100分の3
地方税法附則第35条第5項	100分の5.4（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の7.2）	100分の5.4
地方税法附則	100分の3（当該納税義務者が指定都市の区域	100分の3

	第35条の2第5項	内に住所を有する場合には、100分の4)	3
	地方税法附則第35条の2第5項	100分の3（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4）	100分の3
	地方税法附則第35条の4第4項	100分の3（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4）	100分の3

（ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則の一部改正）

第4条 神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則（昭和54年6月規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（助成の範囲の特例） 第6条 条例第4条第7項に規定する	（助成の範囲の特例） 第6条 条例第4条第7項に規定する

その他特別の理由があるときは、次の各号に掲げる場合とし、当該各号に定める条例第4条第1項の一部負担金（以下単に「一部負担金」という。）を免除する。

(1)～(4) [略]

2, 3 [略]

4 条例第4条第7項の規定による免除を受けることができる期間は、第1項各号のいずれかに該当するに至った日の属する月から起算して6月目の末日（当該月から起算して5月目の末日以前に第1項各号のいずれかに該当しなくなったときは、その該当しなくなった日の属する月の末日）までとする。

5 条例第4条第7項の規定による免除を受けた者は、第1項各号のいずれかに該当しなくなったときは、直ちにその旨を区長に申告しなければ

その他特別の理由があるときは、次の各号に掲げる場合とし、当該各号に定める条例第4条第1項の一部負担金（以下単に「一部負担金」という。）を免除する。

(1)～(4) [略]

(5) 対象者である児童が15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合 条例第4条第2項第3号に掲げる場合の一部負担金

2, 3 [略]

4 条例第4条第7項の規定による免除（第1項第5号に該当する場合のものを除く。次項において同じ。）を受けることができる期間は、第1項第1号から第4号までのいずれかに該当するに至った日の属する月から起算して6月目の末日（当該月から起算して5月目の末日以前に第1項第1号から第4号までのいずれかに該当しなくなったときは、その該当しなくなった日の属する月の末日）までとする。

5 条例第4条第7項の規定による免除を受けた者は、第1項第1号から第4号までのいずれかに該当しなくなったときは、直ちにその旨を区長

ならない。

(受給者証の有効期限等)

第10条 受給者証の有効期限は、毎年6月30日までとし、毎年7月1日に更新する。ただし、6月30日前に受給資格を喪失する場合、条例第4条第7項の規定による免除を受けている場合その他区長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 [略]

(助成方法の特例)

第12条 条例第6条第2項に規定する市長が特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 受給資格者が条例第4条第1項各号のいずれかに該当する場合における当該医療に要する費用の全額を医療担当者等に直接支払ったとき。

(2) 受給資格者が条例第4条第1項各号のいずれかに該当する場合における当該医療に要する費用のうち被保険者等負担額を医療担当者等に直接支払ったとき。

(3) 受給資格者が条例第4条第1項の規定による助成の額と同項の被保険者等負担額との差額を超える

に申告しなければならない。

(受給者証の有効期限等)

第10条 受給者証の有効期限は、毎年6月30日までとし、毎年7月1日に更新する。ただし、6月30日前に受給資格を喪失する場合及び第5条第1項の認定を受けている場合は、この限りでない。

2 [略]

(助成方法の特例)

第12条 条例第6条第2項に規定する市長が特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 受給資格者が国民健康保険法の規定により療養費を支給されたとき。

(2) 受給資格者が社会保険各法の規定により療養費、家族療養費又は特別療養費を支給されたとき。

(3) 受給資格者が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により療養の給付又は

額の一部負担金を支払ったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2, 3 [略]

(届出事項等)

第13条 条例第11条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) [略]

(2) 受給資格者が次のいずれかに掲げる者に該当すること。

ア, イ [略]

ウ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による療養の給付を受けている者

(3), (4) [略]

2, 3 [略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第2条中神戸市ことも医療費助成に関する条例施行規則第6条第1号及び第8条の改正規定、第3条中神戸市重度障害者医療費助成に関する条例施行規則第5条第1項第5号を

保険外併用療養費, 療養費若しくは特別療養費の支給をされたとき。

(4) 受給資格者が条例第4条第1項の規定による助成の額と同項の被保険者等負担額との差額を超える額の一部負担金を支払ったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2, 3 [略]

(届出事項等)

第13条 条例第11条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) [略]

(2) 受給資格者が次のいずれかに掲げる者に該当すること。

ア, イ [略]

ウ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付を受けている者

(3), (4) [略]

2, 3 [略]

削る改正規定並びに同条第4項及び第5項の改正規定並びに第4条中神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則第6条第1項第5号を削る改正規定並びに同条第4項及び第5項並びに第10条第1項の改正規定については、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例施行規則，神戸市こども医療費助成に関する条例施行規則，神戸市重度障害者医療費助成に関する条例施行規則及び神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則の規定は，令和3年7月1日（この規則による改正後の神戸市こども医療費助成に関する条例施行規則第6条第1号及び第8条の規定，この規則による改正後の神戸市重度障害者医療費助成に関する条例施行規則第5条第1項，第4項及び第5項の規定並びにこの規則による改正後の神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則第6条第1項，第4項及び第5項並びに第10条第1項の規定にあっては，令和3年10月1日。以下「施行日」という。）以後に行われた診療，薬剤の支給又は手当（以下「診療等」という。）に係る医療費の助成について適用し，施行日前に行われた診療等に係る医療費の助成については，なお従前の例による。

(受給者証の有効期限等の特例)

- 3 区長は，施行日において現に神戸市重度障害者医療費助成に関する条例第4条第2項に規定する資格者である者のうち，18歳の誕生日（誕生日が2月29日である者について，うるう年以外の年にあつては，2月28日）の前日以後の最初の3月31日までの間にある者に限り，受給者証の有効期限を令和3年9月30日までとし，令和3年10月1日に更新する。
- 4 区長は，施行日において現に神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第5条第3項に規定する受給資格者である者のうち，同条例第2条第3号アに掲げる者に限り，受給者証の有効期限を令和3年9月30日までとし，令和3年10月1日に更新する。

(準備行為)

- 5 この規則による改正後の神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例施行規

則，神戸市こども医療費助成に関する条例施行規則，神戸市重度障害者医療費助成に関する条例施行規則及び神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則の規定を施行するために必要となる申請，資格の認定その他の準備行為は，施行日前においても，この規則による改正後のそれぞれの規則の規定の例によりすることができる。

神戸市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月30日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第17号

神戸市会計規則の一部を改正する規則

神戸市会計規則（昭和39年3月規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(資金前渡)</p> <p>第45条 次の各号に掲げる経費については、現金支払をさせるため、その資金を前渡金管理者に前渡することができる。</p> <p>(1)～(34) [略]</p> <p><u>(35) 神戸市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業実施要綱（令和3年6月25日福祉局長決定）の規定に基づいて支給する給付金</u></p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(資金前渡)</p> <p>第45条 次の各号に掲げる経費については、現金支払をさせるため、その資金を前渡金管理者に前渡することができる。</p> <p>(1)～(34) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

訓令甲第5号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

職員のサービスの宣誓に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年6月30日

神戸市長 久 元 喜 造

職員のサービスの宣誓に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

職員のサービスの宣誓に関する条例施行規程（昭和26年4月訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>第1条 職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年4月条例第22号。以下「条例」という。）の規定による市長の事務部局の職員に係る職員のサービスの宣誓については、この訓令の定めるところによる。</u>	
<u>第2条</u> [略]	<u>第1条</u> [略] <u>第2条</u> 職員の宣誓は、行財政局長又

第3条 条例第2条に定める任命権者が定める宣誓書は、様式によるものとする。

第4条 会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）以外の職員の宣誓書は、行財政局人事課長が保管するものとし、会計年度任用職員の宣誓書は、その者の属する局、区役所、部、室、又は課の長が保管するものとする。

はその委任を受けた公務員の前において行うものとする。ただし、会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）にあつては、その者の属する局、区役所、部、室若しくは課の長又はその委任を受けた公務員の前において行うものとする。

第3条 課長及びこれに準ずる補職以上のものの宣誓は、その都度市長が指定する公務員の前において行うものとする。

第4条 会計年度任用職員以外の職員の宣誓書は、行財政局人事課長が保管するものとし、会計年度任用職員の宣誓書は、その者の属する局、区役所、部、室又は課の長が保管するものとする。

附則の次に次の様式を加える。

様式（第3条関係）

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名

附 則

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

告 示

神戸市告示第264号

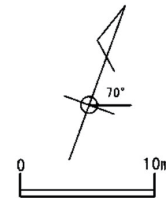
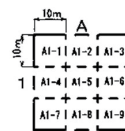
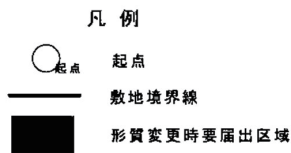
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和3年6月25日

神戸市長 久元喜造

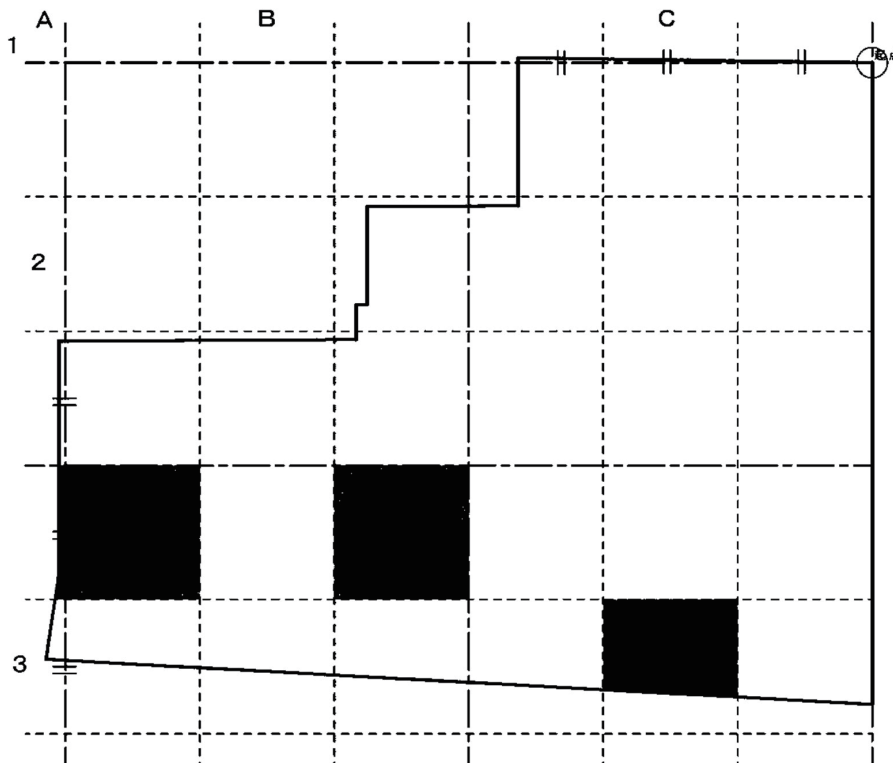
- 指定する区域
兵庫区荒田町2丁目1番12の一部、1番15の一部
(別図のとおり)
- 特定有害物質の名称
砒素及びその化合物、鉛及びその化合物

別図



【起点】
神戸市兵庫区荒田町2-1-15の境界北端を起点とする。

【格子の回転角度】
起点を支点として、東西方向及び平行南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線を右に70.0度回転させてえられる線により、調査範囲を区画した。



神戸市告示第265号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第23条の2第1項第3号の規定に基づき、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る法人又は団体を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年6月25日

神戸市長 久元喜造

指定番号	指定年月日 (対象となる寄附金)	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
20210002	令和3年6月21日 (令和3年3月16日以後 に支出された寄附金)	学校法人 濱名山手学院 理事長 濱名 篤 兵庫県尼崎市潮江一丁目3番23号

神戸市告示第266号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第23条の2第1項第3号の規定に基づき、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る法人又は団体を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年6月25日

神戸市長 久元喜造

指定番号	指定年月日 (対象となる寄附金)	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
20210003	令和3年6月21日 (令和2年10月23日から 令和3年5月26日までに 支出された寄附金)	特定非営利活動法人 産業人OBネット 理事長 井上 和夫 神戸市中央区東川崎町1丁目8-4

神戸市告示第267号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年6月25日

神戸市長 久元喜造

- 1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称
藤原台南町自治会
- (2) 主たる事務所
神戸市北区藤原台南町4丁目27番1号
- (3) 代表者の氏名
安木 智子
- (4) 代表者の住所
神戸市北区藤原台南町4丁目21番3号

2 変更があった事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名
「加納 靖男」を「安木 智子」に改める。
- (2) 代表者の住所
「神戸市北区藤原台南町5丁目8番9号」を「神戸市北区藤原台南町4丁目21番3号」に改める。

3 変更の年月日

令和3年4月25日

神戸市告示第268号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第8条第1項の規定により印影等を印刷することができる文書の名称，使用公印の名称，様式及び書体並びに印影等の寸法を，同条第2項の規定により，次のとおり告示する。

令和3年6月29日

神戸市長 久元喜造

文 書 名	使 用 公 印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様式	書 体	
後期高齢者医療保険料督促状	区長の印	52	隸書	方15

神戸市告示第 284 号

令和3年第1回定例会で令和3年6月24日議決された令和3年度神戸市一般会計補正予算は、次のとおりである。

令和3年7月13日

神戸市長 久 元 喜 造

令和3年度神戸市一般会計補正予算

令和3年度神戸市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,908,440千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ879,718,676千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
18 国庫支出金		千円 180,744,492	千円 6,782,640	千円 187,527,132
	1 負担金	156,216,605	4,943,095	161,159,700
	2 補助金	23,233,530	1,839,545	25,073,075
19 県支出金		52,257,536	125,800	52,383,336
	2 補助金	11,022,345	125,800	11,148,145
歳入合計		872,810,236	6,908,440	879,718,676

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 68,817,620	千円 100,000	千円 68,917,620
	1 総務費	46,675,502	100,000	46,775,502
3 市民費		16,158,315	80,000	16,238,315
	1 市民費	11,694,705	80,000	11,774,705
4 民生費		296,040,765	341,000	296,381,765
	3 こども家庭費	104,024,189	307,000	104,331,189
	5 老人福祉費	8,032,007	34,000	8,066,007
5 衛生費		41,872,885	5,482,301	47,355,186
	1 衛生総務費	15,770,475	△ 1,000,000	14,770,475
	2 公衆衛生費	24,435,250	6,482,301	30,917,551
6 環境費		23,226,506	18,000	23,244,506
	2 環境保全費	309,258	18,000	327,258
7 商工費		9,150,592	938,045	10,088,637
	1 商工振興費	7,388,313	938,045	8,326,358
16 予備費		1,200,000	△ 50,906	1,149,094
	1 予備費	1,200,000	△ 50,906	1,149,094
歳出合計		872,810,236	6,908,440	879,718,676

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
令和4年度指定管理 (こども本の森神戸)	令和3～8年度	千円 219,995
トンネル照明LED化ESCO事業	令和3～14年度	1,200,000

神戸市告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年7月27日まで一般の縦覧に供する。

令和3年7月13日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	中落合8号線	神戸市須磨区中落合2丁目1番8地先から	新	113.00	最大 15.30 最小 14.90
		神戸市須磨区中落合2丁目20番1地先まで	旧	113.00	最大 21.30 最小 20.90

神戸市告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和3年7月14日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年7月27日まで一般の縦覧に供する。

令和3年7月13日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	長田高校周辺線	神戸市長田区池田谷町2丁目5番1地先から 神戸市長田区上池田6丁目7番1地先まで	163.00	最大 6.20 最小 6.00

神戸市告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和3年7月14日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年7月27日まで一般の縦覧

に供する。

令和3年7月13日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	山陽沿北側線	神戸市須磨区平田町5丁目 2番2地先から 神戸市須磨区大手町2丁目 83番1地先まで	新	405.00	最大 16.00 最小 9.00
			旧	405.00	最大 13.40 最小 6.00
市道	東須磨1号線	神戸市須磨区堀池町1丁目 54番3地先から 神戸市須磨区若木町1丁目 1番6地先まで	新	26.00	4.00
			旧	26.00	7.00
市道	東須磨13号線	神戸市須磨区若木町1丁目 1番4地先から 神戸市須磨区堀池町1丁目 51番1地先まで	新	137.00	4.00
			旧	137.00	6.00
市道	板宿大手方面 第58号線	神戸市須磨区権現町1丁目 7番2地先から 神戸市須磨区平田町5丁目 3番6地先まで	新	120.00	最大 16.50 最小 13.00
			旧	120.00	最大 4.00 最小 2.50
市道	板宿大手方面 第36号線-3	神戸市須磨区平田町5丁目 3番5地先から 神戸市須磨区権現町1丁目 12番2地先まで	新	205.00	最大 16.50 最小 13.10
			旧	205.00	最大 8.00 最小 4.00

神戸市告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路について令和3年6月22日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年7月27日まで一般の縦覧に供する。

令和3年7月13日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	山陽沿北側線	神戸市須磨区大手町2丁目43番1地 先から 神戸市須磨区大手町3丁目7番9地 先まで	170.00	最大 7.40 最小 5.90
市道	山陽沿南側線	神戸市須磨区権現町1丁目7番5地 先から 神戸市須磨区権現町3丁目26番13地 先まで	420.00	最大 12.00 最小 5.90

公 告

神戸市公告第305号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月25日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	神戸市立博物館空調設備更新工事
工事場所	神戸市中央区京町24
完成期限	令和3年12月10日
工事概要	神戸市立博物館の空調設備更新を行う工事一式
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	管工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
等級	管一般A又はB ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。

- (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。
- (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。
- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。
 - ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。
- (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。
- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
 - ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。
- ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
- ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年6月25日（金）～7月2日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年7月5日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年7月6日（火）午前9時～午後3時
-----	--

方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。
-----	--

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年7月7日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第306号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月25日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工 事 名	西脇小学校他2校空調設備改修工事
工事場所	西脇小学校：神戸市垂水区西脇1丁目8-6

	霞ヶ丘小学校：神戸市垂水区霞ヶ丘4丁目6-16 小束山小学校：神戸市垂水区小束山7丁目868-36
完成期限	令和3年10月29日
工事概要	西脇小学校，霞ヶ丘小学校，小束山小学校の既設空調設備の改修を行う機械設備工事一式。 上記に伴う電気設備工事一式。
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は，開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は，特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	管工事業に係る建設業の許可
等級	管一般B又はC ただし，入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を，開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合，次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し，検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお，工事実績がない場合については，65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を，低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し，開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合，次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し，検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお，工事実績がない場合については，70点未満とみなす。 <p>※なお，(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは，契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。），及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお，(2)(3)(4)中の「開札予定日」は，事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」，事前審査型である場合</p>

には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年6月25日（金）～7月2日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年7月5日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年7月6日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年7月7日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第307号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月25日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	東部市場第一加工場電気設備他改修工事
工事場所	神戸市東灘区深江浜1-1
完成期限	令和4年2月28日
工事概要	東部市場第一加工場の電気設備他改修工事一式
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	電気工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
等級	電気一般A又はB ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。 ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。 ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。
--	---

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課 (電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年6月25日(金)～7月2日(金) ※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内(午前9時～午後8時)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年7月5日(月) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年7月6日(火) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年7月7日(水) 午前10時30分
-----	----------------------

方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。	
	ア 落札候補者がある場合	「保留通知書」
	イ 入札を打ち切る場合	「取止め通知書」
	ウ 再入札の場合	「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第308号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月25日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工 事 名	長田区総合庁舎トイレ改修工事
工事場所	神戸市長田区北町3丁目4番地の3号
完成期限	令和4年2月28日
工事概要	長田区総合庁舎地下1階から7階までのトイレ改修工事一式 上記工事に伴う、設備改修工事一式
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	建築工事業に係る建設業の許可 下請契約の合計金額が6,000万円以上となる場合には、特定建設業の許可を必要とします。
等級	建築一般A又はB ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年6月25日（金）～7月9日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く，電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年7月12日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年7月13日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより，当該入札案件を検索の後，当該入札案件について「入札書」を送信した後，「入札書」，「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し，印刷，保存すること。なお，「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年7月14日（水）午前10時30分
方 法	開札後，開札結果に応じて，以下の通知書を電子入札システムにより発行するので，その内容を確認し，印刷，保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切った場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は，無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり，又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか，特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は，兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見るすることができます。

神戸市公告第309号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月25日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	メリケンパーク緑地改修工事
工事場所	神戸市中央区波止場町
完成期限	令和4年3月31日
工事概要	鋼橋製作・架設工1式，緑地施設整備工1式，橋台工1式，舗装工1式，擁壁工1式
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は，開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は，特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可 ただし，下請金額の総額が4,000万円（建築の場合は6,000万円）以上になる場合は，特定建設業許可を要します。
等級	土木A又はB ただし，入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
令和2・3年度神戸市競争入札参加資格の点数	土木一般の総合点数が1,080点以上 ただし，入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における総合点数をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を，開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合，次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し，検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお，工事实績がない場合については，65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を，低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し，開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合，次の要件を満たしていること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
 - ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。
- ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
- ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

提出期間	令和3年6月25日（金）～7月9日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年7月12日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年7月13日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年7月14日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第310号

簡易型（実績確認型）総合評価落札方式制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月25日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	神戸港港湾幹線道路舗装等補修工事（その2）
工事場所	神戸市神戸港港湾幹線道路
完成期限	令和4年2月25日
工事概要	舗装補修（RC床版等） 11,680㎡、舗装補修（鋼床版） 5,130㎡、 塗装補修 1式、当て板補修 1式、支承補修 1式、ボルト取替 1式
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、簡易型（実績確認型）総合評価落札方式を適用し、開札後に入札参加資格の審査を行う。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	舗装工事業及び土木工事業に係る建設業の許可 下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる

	場合は、特定建設業許可を要します。
等級	舗装A ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において、有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 総合評価に関する事項

評価基準	評価基準として、企業の施工能力等に係る評価項目及びその配点を設定する。詳細は入札説明書による。
評価の方法	<p>評価は、標準点（100点）に入札参加者の企業の施工能力等に係る加算点を加えた技術評価点を当該入札者の入札価格（消費税相当額を除く。以下同じ。）で除す次式で得られた評価値により行う。</p> <p>評価値＝技術評価点／入札価格×10,000,000（小数点第4位切捨て）</p>

4 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課（電話番号078-322-5147）

5 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

提出期間	令和3年6月25日（金）～7月9日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

7 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年7月12日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年7月13日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「内訳書」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。

8 技術資料提出の日時及び方法

技術資料の提出は原則として電子メールによるものとします。やむを得ない場合、持参または事業者の費用負担による郵送（簡易書留郵便）を認めます。

(1) 電子メールの場合

日 時	令和3年7月12日（月）午前9時～令和3年7月13日（火）午後3時
方 法	技術資料を添付し、次のアドレスへ送信すること。 nyusatu-kouji@office.city.kobe.lg.jp

(2) 持参の場合

日 時	第1日目 令和3年7月12日（月）午前9時～正午、午後1時～午後5時 第2日目 令和3年7月13日（火）午前9時～正午、午後1時～午後3時
場 所	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 契約監理課

(3) 郵送の場合

方 法	技術資料を封筒（様式は自由）に入れ、封筒の表に「技術資料在中」と朱書し、簡易書留郵便で送付すること。
日 時	令和3年7月13日（火）の午後5時までに、本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。
あて先	契約監理課

9 開札予定日時及び方法

(1) 入札価格の開札

日 時	令和3年7月14日（水）午前10時30分を予定	
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。	
	ア 落札候補者がある場合	「保留通知書」
	イ 入札を打ち切る場合	「取止め通知書」
	ウ 再入札の場合	「再入札通知書」

(2) 評価値による開札

日 時	令和3年7月21日（水）午前10時30分を予定	
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。	
	ア 落札候補者がある場合	「保留通知書」
	イ 入札を打ち切る場合	「取止め通知書」

10 落札候補者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内かつ、最低制限価格又は失格基準価格以上の価格をもって入札した者であり、技術評価点が標準点(100点)以上である入札者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。

評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子入札システムの抽選機能により、落札候補者を決定する。

11 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。）第7条第2号の規定により免除します。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

13 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	有
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見るすることができます。

神戸市公告第311号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年6月28日

神戸市
代表者 神戸市長 久元喜造

土地の表示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	北	大沢町日西原	瀬戸之池	975番のうち 別図1の斜線 部分	499㎡のうち 72㎡	農用地区域から除外する。

別図は省略する。

神戸市公告第312号

一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和3年6月28日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

飲料自動販売機設置場所（施設名、台数、屋内屋外の別、住所及び予定価格（最低月額賃料）別表のとおり）の貸し付け

2 入札に参加する者に必要な資格

次の(1)～(3)の要件をすべて満たす法人又は個人に限り入札に参加することができます。

(1) 次の①～③のいずれにも該当しない者であること

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない
- ② 破産者で復権を得ない
- ③ 国税及び神戸市税の未納がある

(2) 次の①～⑥のいずれにも該当しない者（いずれかに該当する者であって、その事実があった後3年間経過した者を含む。）であること

- ① 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
- ② 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき
- ③ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

- ④ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
- ⑤ 落札したにもかかわらず正当な理由がなくて契約を締結しなかつたとき
- ⑥ ①～⑤の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員もしくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）に該当しないこと

3 入札に必要な書類を示す場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館17階

神戸市行財政局資産活用課（電話番号078-322-5140）

（以下「資産活用課」という。）

4 入札の参加に関する要領の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

令和3年6月28日（月）から令和3年7月19日（月）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

資産活用課

(3) 交付方法

無料交付

5 入札参加申込みの日時及び場所

(1) 入札参加申込みの日時

令和3年6月28日（月）から令和3年7月19日（月）まで（神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札参加申込みの場所

資産活用課

(3) 入札参加申込みに関する事項

入札への参加は、上記5(1)の期間内に申込みをした者に限ります。

6 入札の日時、場所及び方法

(1) 入札の日時

令和3年8月4日（水）から8月18日（水）まで（神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札の場所

資産活用課

(3) 入札の方法

本市が交付する所定の入札書により入札すること（郵送又は持参すること。）。

7 開札の日時及び場所

(1) 開札の日時

令和3年8月20日（金）午前10時00分より

(2) 開札の場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎1号館14階 1141会議室

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除とします。

9 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 「入札書」が所定の日時を過ぎて到着したとき
- (2) 「入札参加申込書兼誓約書」の提出がないとき
- (3) 最低月額賃料（予定価格）に達しない金額をもって入札したとき
- (4) 「入札書」の金額その他主要な事項の記載が確認しがたいとき
- (5) 「入札書」に記名及び実印（委任している場合は受任者届出印）の押印がないとき
- (6) 「入札書」の金額の前に「¥」マークがないとき
- (7) 一つの入札に対して2通以上の「入札書」を提出したとき
- (8) 代理人による入札の場合において「委任状」を提出しないとき
- (9) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき
- (10) 入札者の資格がない者が入札したとき
- (11) 本市から交付される「入札書」以外の用紙を使用して入札したとき
- (12) 鉛筆、シャープペンシルその他訂正の容易な筆記具により記入したとき
- (13) 「入札書」の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき
- (14) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき

10 その他

(1) 本件契約の詳細については、実施要領で確認してください。

(2) 落札者の決定の方法

落札者は、規則第10条の規定により定めた予定価格以上の価格のうち、最高の価格をもって入札をした者とします。落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定します。

(3) 契約締結の手続

契約の締結は、令和3年9月30日（木）までに行います。

(4) 入札の実施要領の内容は、神戸市ホームページで見ることができます。

(<http://www.city.kobe.lg.jp/jihanki/>)

別表

No.	施設名	台数	屋内 屋外	住所	予定価格（最低月額賃料） （円）
-----	-----	----	----------	----	---------------------

1	東灘消防署六甲アイランド出張所	1	屋内	神戸市東灘区向洋町中4丁目2番3号	2,200
2	環境局灘事業所	1	屋外	神戸市灘区琵琶町2丁目1-2	1,300
3	環境局港島クリーンセンター	1	屋内	神戸市中央区港島9丁目12番1号	2,200
4	兵庫消防署1	1	屋内	神戸市兵庫区荒田町1丁目21番1号	2,200
5	兵庫消防署2	1	屋内	神戸市兵庫区荒田町1丁目21番1号	2,200
6	環境局北事業所	1	屋外	神戸市北区山田町下谷上字五郎本1-1	1,300
7	環境局妙賀山クリーンセンター	1	屋外	神戸市北区山田町小部字妙賀山1-1	1,300
8	鶴越墓園管理事務所前	1	屋外	神戸市北区山田町下谷上字中一里山12-1	1,300
9	中央水環境センター管理課北下水道係	1	屋内	神戸市北区山田町下谷上字上ノ勝4-1	2,200
10	北消防署山田出張所	1	屋外	神戸市北区山田町下谷上字池ノ内21-3	1,300
11	北消防署ひよどり出張所	1	屋内	神戸市北区ひよどり南町1丁目15-120	2,200
12	環境局長田事業所	1	屋内	神戸市長田区真野町9番24号	2,200
13	環境局西クリーンセンター	1	屋内	神戸市西区伊川谷町井吹三番鬮74番地1	2,200

神戸市公告第316号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月30日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	駒ヶ林中学校プール整備工事
工事場所	神戸市長田区若松町7丁目1, 12-1の一部
完成期限	令和4年3月18日

工事概要	プール整備建築工事一式 南棟（部室・更衣室・倉庫・機械室），プール棟（プール・プールサイド），北棟（更衣室・便所・シャワー，洗眼室）
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は，開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は，特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	建築工事業に係る建設業の許可 下請契約の合計金額が6,000万円以上となる場合には，特定建設業の許可を必要とします。
等級	建築一般A ただし，入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を，開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合，次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し，検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお，工事实績がない場合については，65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を，低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し，開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合，次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し，検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお，工事实績がない場合については，70点未満とみなす。 <p>※なお，(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは，契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。），及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお，(2)(3)(4)中の「開札予定日」は，事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」，事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年6月30日（水）～7月13日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年7月14日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年7月15日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年7月16日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

- (1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第317号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月30日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	西垂水102号線防災対策工事
工事場所	神戸市垂水区霞ヶ丘4丁目
完成期限	令和3年10月29日
工事概要	重力式擁壁工：V=53㎡，車両用防護柵：L=53m，側溝工：L=53m，アスファルト舗装工：A=111㎡，構造物取壊し工：N=1式
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可
等級	土木C又はD ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調

査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
- ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。

※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

提出期間	令和3年6月30日(水)～7月6日(火) ※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内(午前9時～午後8時)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年7月7日(水) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年7月8日(木) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年7月9日(金) 午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。

ア 落札候補者がある場合	「保留通知書」
イ 入札を打ち切る場合	「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第318号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月30日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	① 西神住宅団地 パークアベニューリニューアル工事（その1） ② 西区新庁舎周辺道路整備工事その2 <合併入札>
工事場所	神戸市西区糀台5丁目
完成期限	① 令和4年2月28日 ② 令和4年1月31日
工事概要	① 舗装撤去A=2,530㎡, 樹木伐採・伐根N=7本, インターロッキングブロック舗装工A=2,107㎡, 側溝工L=326m, 電気設備工 1式, 誘導サインN=2基, 植栽工 1式 ② 工事延長L=357m, 道路土工 1式, 排水構造物工 1式, 舗装工 1式, 区画線工 1式, 防護柵工 1式, 道路附属施設工 1式, 構造物撤去工 1式

前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	舗装工事業に係る建設業の許可 下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
等級	舗装A ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において、有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)～(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年6月30日（水）～7月13日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日時	第1日目 令和3年7月14日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年7月15日（木）午前9時～午後3時
方法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日時	令和3年7月16日（金）午前10時30分
方法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホーム

ページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第319号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月30日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	布施畑環境センター破砕選別施設防爆ボイラー更新工事
工事場所	神戸市西区伊川谷町布施畑字丸畑1172番地の2 神戸市環境局布施畑環境センター破砕選別施設
完成期限	令和4年3月31日
工事概要	本工事は、神戸市環境局布施畑環境センター破砕選別施設の1号及び2号防爆ボイラーを更新するものである。
前払金	請負金額の4割以上（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	機械器具設置工事業に係る建設業の許可 下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
その他	(1) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (2) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 (3) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上で

	<p>あること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(2)(3)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(1)～(3)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>
--	---

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	<p>令和3年6月30日（水）～7月9日（金）</p> <p>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）</p> <p>※紙書類を郵送で提出する場合は、受付期間の最終日の午後5時までに契約監理課に必着のこと。</p> <p>※持参による場合は、本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時</p>
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	<p>第1日目 令和3年7月12日（月）午前9時～午後8時</p> <p>第2日目 令和3年7月13日（火）午前9時～午後3時</p>
方 法	<p>電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。</p>

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年7月14日（水）午前10時30分
方 法	<p>開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。</p> <p>ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」</p>

イ 入札を打ち切る場合

「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市公告第320号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月30日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	青少年科学館非常用発電機更新工事
工事場所	神戸市中央区港島中町7丁目7-6
完成期限	令和4年2月18日
工事概要	青少年科学館における非常用発電機の更新工事一式。
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	電気工事業に係る建設業の許可
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において、「電気専門」を登録業

	種としていること（希望順位は問わない）。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	<p>令和3年6月30日（水）～7月6日（火）</p> <p>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）</p>
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年7月7日(水) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年7月8日(木) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年7月9日(金) 午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ(<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>)により見ることができます。

神戸市公告第321号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月30日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工 事 名	青少年科学館高圧機器更新他工事
-------	-----------------

工事場所	神戸市中央区港島中町7丁目7-6
完成期限	令和3年11月26日
工事概要	本工事は、高圧引込、電気室内の高圧機器、非常放送設備の配線の更新を行う工事一式とする。
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	電気工事業に係る建設業の許可
等級	電気一般B又はC ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年6月30日（水）～7月6日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年7月7日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年7月8日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年7月9日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

- (1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第322号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月30日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	乙木小学校他1校空調設備改修工事
工事場所	乙木小学校：神戸市垂水区美山台2-1-1 千代が丘小学校：神戸市垂水区高丸1丁目4-2
完成期限	令和3年10月29日
工事概要	乙木小学校、千代が丘小学校の既設空調設備の改修を行う機械設備工事一式。 上記に伴う電気設備工事一式。
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	管工事業に係る建設業の許可
等級	管一般B又はC ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。

- (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。
- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
 - ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。
- ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
- ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年6月30日(水)～7月6日(火) ※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内(午前9時～午後8時)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日時	第1日目 令和3年7月7日(水) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年7月8日(木) 午前9時～午後3時
方法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日時	令和3年7月9日(金) 午前10時30分
方法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行

	するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。	
	ア 落札候補者がある場合	「保留通知書」
	イ 入札を打ち切る場合	「取止め通知書」
	ウ 再入札の場合	「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第323号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月30日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	T i o 舞子こどもひろば整備設備工事
工事場所	神戸市垂水区東舞子10-1 T i o 舞子6階
完成期限	令和3年12月24日
工事概要	T i o 舞子こどもひろば整備に伴う、機械設備工事及び電気設備工事一式
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	管工事業に係る建設業の許可
等級	管一般B又はC ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	<p>令和3年6月30日（水）～7月6日（火）</p> <p>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9</p>
------	---

	時～午後8時)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年7月7日(水) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年7月8日(木) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年7月9日(金) 午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第324号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月30日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	舞子駅前バスロータリー再整備に伴う上屋（北側）設置工事
工事場所	神戸市垂水区東舞子町8
完成期限	令和3年12月15日
工事概要	バス停上屋新築工事，これに伴う電気設備工事一式
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は，開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は，特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	建築工事業に係る建設業の許可
等級	建築一般C又はD ただし，入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を，開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合，次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し，検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお，工事实績がない場合については，65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を，低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し，開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合，次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し，検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお，工事实績がない場合については，70点未満とみなす。 <p>※なお，(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは，契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。），及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお，(2)(3)(4)中の「開札予定日」は，事後審査型の総合評価落札方式</p>

である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年6月30日（水）～7月6日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年7月7日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年7月8日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年7月9日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第325号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月30日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	みなとのもり公園拠点施設新築工事
工事場所	神戸市中央区小野浜町2-62
完成期限	令和3年12月17日
工事概要	みなとのもり公園拠点施設の新築工事一式、外構工事一式
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	建築工事業に係る建設業の許可
等級	建築一般B又はC ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。

(4) 契約監理課発注工事を，低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し，開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合，次の要件を満たしていること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し，検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
- ・なお，工事实績がない場合については，70点未満とみなす。

※なお，(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは，契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。），及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※なお，(2)(3)(4)中の「開札予定日」は，事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」，事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については，入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年6月30日（水）～7月6日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く，電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日時	第1日目 令和3年7月7日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年7月8日（木）午前9時～午後3時
方法	電子入札システムにより，当該入札案件を検索の後，当該入札案件について「入札書」を送信した後，「入札書」，「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し，印刷，保存すること。なお，「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日時	令和3年7月9日（金）午前10時30分
方法	開札後，開札結果に応じて，以下の通知書を電子入札システムにより発行

するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。

ア 落札候補者がある場合

「保留通知書」

イ 入札を打ち切る場合

「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第326号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月30日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	六甲大橋橋梁灯（橋脚部）架台改修工事
工事場所	神戸市東灘区住吉浜町地先
完成期限	令和3年11月30日
工事概要	橋梁灯架台製作7基 梯子製作8基 橋梁灯架台等撤去・設置 8カ所
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
----	------

建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「港湾土木」を登録業種としていること（希望順位は問わない）
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

提出期間	<p>令和3年6月30日（水）～7月6日（火）</p> <p>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）</p>
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年7月7日(水) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年7月8日(木) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年7月9日(金) 午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ(<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>)により見ることができます。

神戸市公告第327号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月30日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工 事 名	東部工区歩道改良工事（その2）
工事場所	神戸市東灘区青木1～3丁目
完成期限	令和4年3月31日
工事概要	舗装工 1,977㎡, 排水構造物工 556.6m, 防護柵 500m
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
等級	土木A又はB ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合</p>

には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

提出期間	令和3年6月30日（水）～7月13日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年7月14日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年7月15日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年7月16日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第328号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月30日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	丸山2号線下法面防災対策工事
工事場所	神戸市長田区丸山町3丁目
完成期限	令和4年3月31日 ただし、予算繰越決議の上は令和4年7月22日
工事概要	土工、鉄筋挿入工、擁壁工、杭基礎工、舗装工、仮設工
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業又はとび・土工工事業の建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「法面処理」を登録業種としていること（希望順位は問わない）。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

- ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。
- (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。
 - ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
 - ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。
- ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
- ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年6月30日(水)～7月13日(火) ※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内(午前9時～午後8時)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年7月14日(水) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年7月15日(木) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年7月16日(金) 午前10時30分
-----	-----------------------

方 法	<p>開札後，開札結果に応じて，以下の通知書を電子入札システムにより発行するので，その内容を確認し，印刷，保存すること。</p> <p>ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」</p> <p>イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」</p>
-----	--

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は，無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり，又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか，特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は，兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第329号

西区狩場台において，教育施設を建設・運営することを条件とした貸付入札を行います。

令和3年6月30日

神戸市長 久 元 喜 造

1 分譲場所

神戸市西区狩場台3丁目6番3

2 分譲面積

公簿 1,969.45 m²

実測 1,970.45 m²

3 賃貸方法

事業用定期借地権設定契約（借地借家法第23条）

4 借地期間

契約日から30年間

5 用途

教育施設用地

6 最低月額賃料

¥600,000-（この金額未満の入札は無効）

7 申込資格

次の各号の要件を全て満たすこと。

- (1) 本件土地において自ら教育施設を建設・運営しようとする法人。
- (2) 教育施設運営に必要な資力及び信用を有すること。
- (3) 土地賃料及び保証金の支払能力を有すること。
- (4) 教育施設の企画・運営について3年以上継続している実績を有する法人であること。
- (5) 以下の事項に該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手続きの申立て、若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（ただし、更生計画認可決定や再生計画認可決定がなされている場合はこの限りでない）。
 - ③ 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人。
 - ④ 本市における不動産の貸付けに係る契約手続きにおいて、次の事項のいずれかに該当すると本市が認めたときから2年を経過しない法人。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - ア 本市から指名停止措置を受けている法人。
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。
 - エ 正当な理由がなく、契約を履行しなかったとき。
 - オ 落札したにもかかわらず正当な理由がなく、契約を締結しなかったとき。
 - カ 本市における一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
 - ⑤ 禁固刑以上の刑に処され、その施行の終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当する役員がいる団体。
 - ⑥ 国税（法人税、消費税）、地方消費税及び本市が賦課する税について未納の税額がある者。
 - ⑦ 借受けた不動産を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等、公序良俗に反する用に使用しようとする者。
 - ⑧ 次の事項のいずれかに該当すると認められる者。
 - ア 本市から直接に又は第三者を経由して不動産を借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めを違反した者。
 - イ アに該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者及び違反時にあった者。
 - ウ ア又はイに該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号

に規定する暴力団員、役員もしくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）等でないこと。（いただいた法人等情報を入札参加資格確認のために、警察等関係機関への照会資料として使用する場合がありますとともに、契約後上記の者に該当することが判明した場合には、違約金の請求、買戻権の行使、契約解除の対象となります。）

8 土地利用条件等

- (1) 本件土地については、学校教育を行う事業所、学校教育を除く組織的な教育活動を行う事業所、学校教育の補習教育を行う事業所、教養・技能・技術等を教授する事業所及び児童福祉施設といった教育施設を所有・運営するために使用しなければなりません。なお、上記の内容については、事業計画書で明瞭に記載すること。
- (2) 本件土地の引渡しの日から起算して3年以内に教育施設の建設工事を完了すること。
- (3) 本契約に基づく借地権を譲渡し、若しくは当該土地を転貸し、又は当該土地上の建物を売り渡し、若しくは賃貸することはできません。ただし、本市の承認を得た場合はこの限りではありません。また、本市の承認がなければ、当該土地上の建物に係る抵当権その他の担保権の設定はできません。
- (4) 本件土地を、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第11項に定める特定遊興飲食店営業の用に供することはできません。
- (5) 本件土地を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に供することはできません。

9 実施要領の配布期間、配布場所等

(1) 配布期間

令和3年6月30日（水）から令和3年7月16日（金）まで

（本市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 配布場所及び問い合わせ先

都市局新都市管理課（三宮国際ビル9階）

電話番号078-595-6781

10 申込書類の受付

(1) 申込受付日（事前の電話予約が必要）

令和3年8月23日（月）から令和3年8月27日（金）午前9時から午後5時まで

(2) 申込場所

都市局新都市管理課（三宮国際ビル9階）

(3) 方法

実施要領に定める提出書類を持参すること

- 11 入札日
令和3年10月6日(水)
- 12 契約締結期限
令和3年11月30日(火)
-

神戸市公告第342号

都市公園を設置するので、神戸市都市公園条例(昭和33年3月条例第54号)第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和3年7月13日

神戸市長 久元喜造

1 設置する都市公園

(1) 名称、位置及び区域

名称	位置	区域	備考
垣内公園	東灘区御影郡家2丁目	神戸市建設局公園部管理課備付けの図面のとおり	

(2) 供用開始の年月日

令和3年7月13日

神戸市公告第343号

都市緑地法(平成16年法律第109号)第54条第2項の規定により緑地協定を認可したので、同条第3項において準用する同法第47条第2項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該緑地協定の写しを次の縦覧場所に備えて、公衆の縦覧に供します。

令和3年7月13日

神戸市長 久元喜造

1 緑地協定の名称

ジークレフ神戸名谷EAST管理組合緑地協定

2 緑地協定区域

神戸市須磨区竜が台5丁目17番2

3 緑地協定の縦覧場所

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号

神戸市建設局公園部計画課

神戸市公告第344号

神戸市港湾施設条例（昭和48年4月1日条例13号）（以下、「条例」という。）第2条に定める神戸港港湾施設において、条例19条に規定する市長の許可を得ずに駐車し物件を放置する禁止行為があったため、港湾法（昭和25年法律218号）第56条の4第2項および第3項に基づき保管している。保管した工作物等について、所有者、占有者その他権原を有する者（以下、「所有者等」という。）の氏名および住所を確認することができないため、港湾法施行規則（昭和26年11月22日運輸省令第98号）第33条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年7月13日

神戸市長 久元喜造

1 保管した工作物等

管理番号	保管した工作物等の名称、種類、形状及び数量				
	自動車登録番号等	車種	車体色	形状	数量
M21043	無し	三菱 ek・CLASSY	金	乗用車	1
M21044	無し	アルファロメオ 不明	赤	乗用車	1
M21051	無し	ホンダ 不明	白	軽トラック	1
M21062	無し	不明	白・赤	キッチンカー	1

*管理番号は、港湾局神戸港管理事務所が整理の必要上、付した番号です。

2 保管した工作物等が駐車または放置されていた場所

(M21043, M21044) 神戸市灘区摩耶埠頭（摩耶3号線東行き道路）

(M21051) 神戸市灘区摩耶埠頭（摩耶2号線南行き道路付近空地）

(M21062) 神戸市灘区摩耶埠頭（摩耶3号線西行き道路）

3 保管を始めた日

令和3年6月24日

4 保管した工作物等の返還手続き

工作物等は神戸市が保管します。6か月の期間を過ぎると処分します。

当該物件の鍵など、その他所有者等であることを証する物を提示しなければならない。また、保管した工作物等の所有権等の権原を有することを証する書面を神戸市港湾局神戸港管理事務所に提出すること。

5 問い合わせ先

神戸市中央区港島中町4丁目1番1号（ポートアイランドビル6階）

神戸市港湾局神戸港管理事務所

電話078-304-2502

神戸市公告第346号

地区計画の案を作成したいので、神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例(昭和56年12月条例第35号)第14条第1項及び第2項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該地区計画の案の内容となるべき事項(以下「素案」という。)を令和3年7月13日から令和3年7月27日まで公衆の縦覧に供します。

なお、素案に対して意見を有する者は、同条例第16条の規定により、令和3年7月13日から令和3年8月3日まで、本市に意見書を提出することができます。

令和3年7月13日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 都市計画の種類

神戸国際港都建設計画地区計画

2 地区計画の名称	3 地区計画の位置及び区域
原野地区地区計画	神戸市北区山田町原野字大田谷，字廣戸，字コバガ谷，字正ノ辻，字才谷，字正ノ坪，字阪ノ下，字阪ノ上，字兵右衛門山，字十ノ坪，字塞ノ尾，字道筋，字長池，字西脇山 中字廣戸，字城ヶ谷，字大田谷，字八田，字小場ヶ谷，字堂ノ向，字名ノ谷，字才谷，字西岡，字イヲノ坪，字堂山，字長尾サ，字古池 福地字八田，字太田谷，字中ノ谷，字セバ谷，字堂ノ向，字赤阪，字十ノ坪，字助ヶ谷及び字ソノ坪 (別図のとおり)

4 素案の縦覧場所

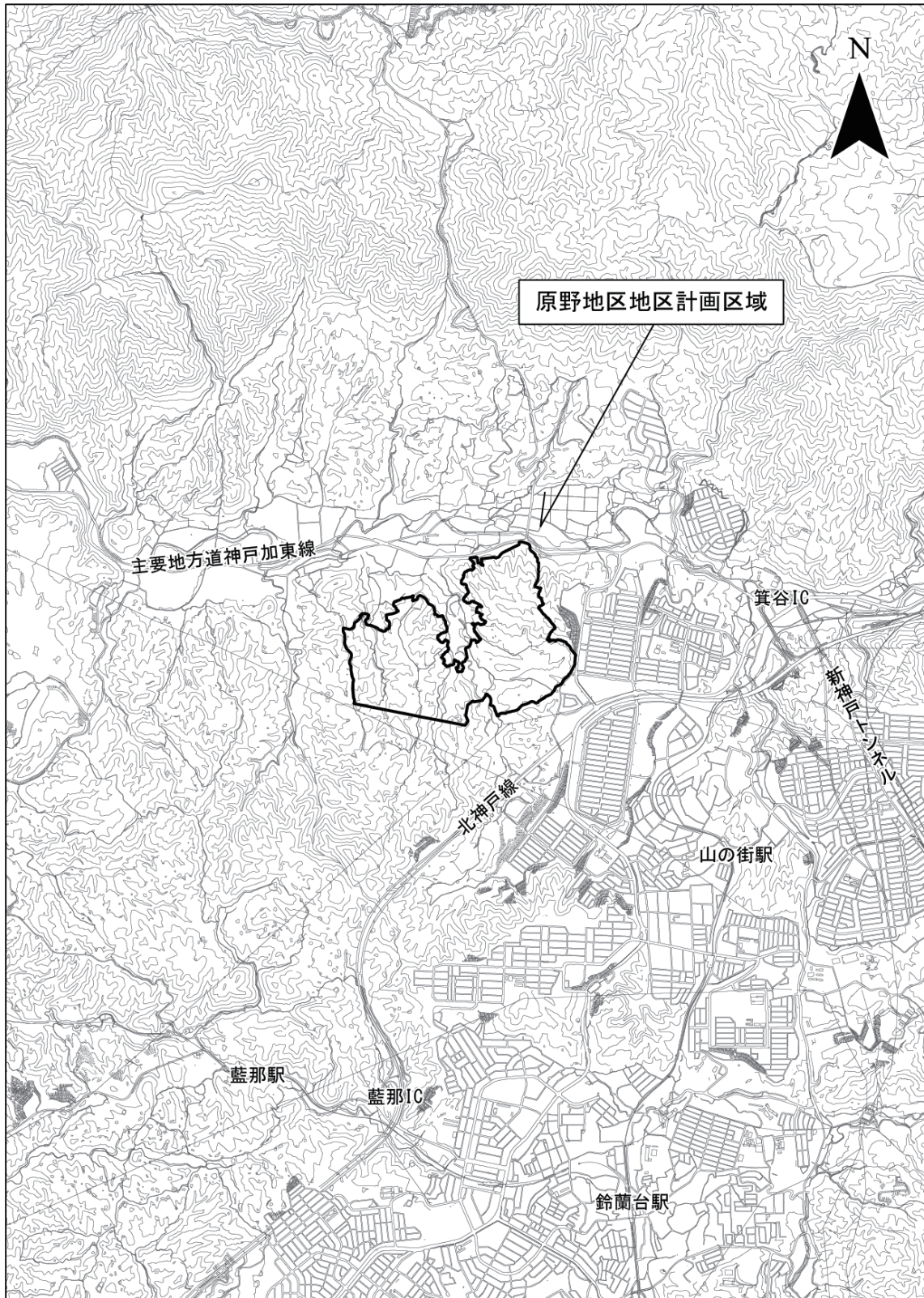
神戸市都市局都市計画課(三宮国際ビル6F)

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

5 意見書の提出場所

神戸市都市局都市計画課(三宮国際ビル6F)

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号



区 役 所

神戸市兵庫区公告第29号

次の臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）が失効したので、神戸市自動車臨時運行許可規則（昭和28年3月規則第14号）第5条第3項の規定により公告します。

令和3年6月28日

神戸市兵庫区長 岡本 康 憲

番号標に記載された番号	失効年月日
神戸56-20神戸	令和3年6月28日

交 通 局

神戸市交通公告第19号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月25日

神戸市交通事業管理者 城南 雅 一

1 入札に付する事項

工 事 名	西神・山手線 レール溶接他工事（令和3年度）
工事場所	神戸市須磨区緑台～神戸市中央区加納町1丁目 名谷～総合運動公園（東西行） 妙法寺～板宿（西行） 新神戸駅構内（3番線）
完成期限	令和3年10月29日
工事概要	レール溶接工（ゴールドサミット溶接同等品以上）16口 接着絶縁継目交換工4本 レール交換工1本
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業又はとび・土工工事業に係る建設業の許可
その他	(1) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (2) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事

を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。
- ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。

(3) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
- ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。

※なお、(2)(3)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※なお、(1)(2)(3)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年6月25日（金）～7月2日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日	時	第1日目 令和3年7月5日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年7月6日（火）午前9時～午後3時
方	法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書

	受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。
--	---

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年7月7日（水）午前10時30分	
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。	
	ア 落札候補者がある場合	「保留通知書」
	イ 入札を打ち切る場合	「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年6月30日

交通事業管理者 城南雅一

神戸市交通管理規程第1号

神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程等の一部を改正する規程

(神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程の一部改正)

第1条 神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程(昭和40年1月交規程第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(普通区及び近郊区の料金)</p> <p>第3条 普通区及び近郊区の料金は、次のとおりとする。ただし、近郊区の普通料金は、次に定めるもののほか別に定める。なお、大人とは12歳以上の者をいい、小児に該当する者を除く。また、小児とは12歳未満の者をいい、12歳以上の者のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)第</p>	<p style="text-align: center;">(普通区及び近郊区の料金)</p> <p>第3条 普通区及び近郊区の料金は、次のとおりとする。ただし、近郊区の普通料金は、次に定めるもののほか別に定める。なお、大人とは12歳以上の者をいい、小児に該当する者を除く。また、小児とは12歳未満の者をいい、12歳以上の者のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)第</p>

1条に規定する小学校（交通事業管理者（以下「管理者」という。）がこれと同等と認める学校を含む。）の児童（管理者が小学校と同等と認める学校にあつては，当該学校において児童に相当する者として管理者が認めるもの）であるものを含む。以下同じ。

- (1) [略]
- (2) 回数料金

1条に規定する小学校（交通事業管理者（以下「管理者」という。）がこれと同等と認める学校を含む。）の児童（管理者が小学校と同等と認める学校にあつては，当該学校において児童に相当する者として管理者が認めるもの）であるものを含む。以下同じ。

- (1) [略]
- (2) 回数料金

ア 普通回数料金

(ア) 券面額が1,100円であるもの

市バス専用カード 大人用1,000円券 1,000円

市バス専用カード 小児用1,000円券 1,000円

(イ) 券面額が2,200円であるもの

市バス専用カード 大人用2,000円券 2,000円

イ 昼間割引回数料金（午前9時30分から午後4時までに降車する場合に限り使用することのできる回数券の料金をいう。以下同じ。）

(ア) 券面額が1,300円であるもの

[略]

(3) [略]

2 [略]

(料金の割引)

第7条 第26条に規定する身体障害者及び知的障害者並びにそれらの介護人に対する割引後の料金は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 回数料金

特殊回数料金
ポイントサービス
神戸市バス・山陽バス共通乗車ポイントサービス取扱規程に定めるところによる。

(3) [略]

2 第26条の2に規定する被養護者及びその付添人に対する割引後の料金は、次のとおりとし、被養護者が養護又は保護を受けている施設の行事に参加するため乗車する場合及び管

市バス昼間専用カード 大人
用1,000円券 1,000円

(イ) 券面額が2,600円であるもの

市バス昼間専用カード 大人
用2,000円券 2,000円

ウ [略]

(3) [略]

2 [略]

(料金の割引)

第7条 第26条に規定する身体障害者及び知的障害者並びにそれらの介護人に対する割引後の料金は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 回数料金

第3条第1項第2号に規定する市バス専用カード小児用の発売額

(3) [略]

2 第26条の2に規定する被養護者及びその付添人に対する割引後の料金は、次のとおりとし、被養護者が養護又は保護を受けている施設の行事に参加するため乗車する場合及び管

理者が必要と認める場合に適用する。

(1) [略]

(2) 回数料金

特殊回数料金

ポイントサービス

神戸市バス・山陽バス共通乗車

ポイントサービス取扱規程に定めるところによる。

(乗車券の様式)

第9条 乗車券の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 削除

(2) 削除

(3) 削除

(4) 削除

(5) 削除

(6)～(10) [略]

(乗車券の発売場所)

第10条 乗車券は、次に掲げる場所で発売する。ただし、管理者が必要と認めるときは、その他の場所で発売

理者が必要と認める場合に適用する。

(1) [略]

(2) 回数料金

第3条第1項第2号に規定する市バス専用カード小児用の発売額

(乗車券の様式)

第9条 乗車券の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 市バス専用カード大人用1,000円券 様式第1号

(2) 市バス専用カード小児用1,000円券 様式第2号

(3) 市バス専用カード大人用2,000円券 様式第3号

(4) 市バス昼間専用カード大人用1,000円券 様式第4号

(5) 市バス昼間専用カード大人用2,000円券 様式第5号

(6)～(10) [略]

(乗車券の発売場所)

第10条 乗車券は、次に掲げる場所で発売する。ただし、管理者が必要と認めるときは、その他の場所で発売

することがある。

券種	発売場所
定期券	[略]

(回数料金の払戻し)

第28条 削除

することがある。

券種	発売場所
市バス 専用カ ード	三宮駅・新長田駅・名谷 駅・西神中央駅定期券発売 所，神戸駅前営業所，神戸 市バス 電鉄湊川駅定期券発売所， 昼間専 阪神御影駅定期券発売所， 用カー 駅売店等 ド
定期券	[略]

(回数料金の払戻し)

第28条 第3条第1項第2号に定める

市バス専用カード及び市バス昼間専
用カードが不用となつたときは，次
に定めるところにより，当該カード
と引換えにその料金を払戻しする。

2 前項の払戻金額は，当該カードの
販売額から，券面表示の料金額と残
額との差額，及び払戻手数料を控除
して得た額とする。

3 前項の払戻手数料は，カード1枚
につき210円とする。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 削除

様式第2号を次のように改める。

様式第2号 削除

様式第3号を次のように改める。

様式第3号 削除

様式第4号を次のように改める。

様式第4号 削除

様式第5号を次のように改める。

様式第5号 削除

(神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程の一部改正)

第2条 神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程(昭和52年3月交規程第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(乗車券の発売場所)		(乗車券の発売場所)	
第12条 乗車券の発売場所は、次に掲げるとおりとする。ただし、管理者は、事業上の必要があるときは、これを変更することができる。		第12条 乗車券の発売場所は、次に掲げるとおりとする。ただし、管理者は、事業上の必要があるときは、これを変更することができる。	
乗車券の種類	発売場所	乗車券の種類	発売場所
普通券	[略]	普通券	[略]
回数券	[略]	回数券	[略]
定期券	[略]	定期券	[略]
1日乗車券	各駅、定期券発売所、駅売店等	1日乗車券	各駅(谷上駅除く)、定期券発売所(谷上駅除く)、

			駅売店等
団体乗車券	[略]	団体乗車券	[略]
貸切乗車券	[略]	貸切乗車券	[略]
2	[略]	2	[略]

(神戸市交通局前払式料金カード取扱規程の一部改正)

第3条 神戸市交通局前払式料金カード取扱規程(平成9年4月交規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(カードの種類, 使用可能額及び発売額等)			(カードの種類, 使用可能額及び発売額等)		
第3条 カードの種類及び発売額は次のとおりとする。			第3条 カードの種類及び発売額は次のとおりとする。		
(1) [略]			(1) [略]		
(2) 市バス専用カード			(2) 市バス専用カード		
種類	使用可能額	発売額	種類	使用可能額	発売額
大人用1,000円券	[略]	<u>発売なし</u>	大人用1,000円券	[略]	<u>1,000円</u>
大人用2,000円券	[略]	<u>発売なし</u>	大人用2,000円券	[略]	<u>2,000円</u>

0円券		
大人用4,000円券	[略]	[略]
0円券		
小児用1,000円券	[略]	発売なし

(3) 市バス昼間専用カード

種類	使用可能額	発売額
大人用1,000円券	[略]	発売なし
大人用2,000円券	[略]	発売なし
大人用4,000円券	[略]	[略]

2～6 [略]

(発売場所)

第4条 カードは、次の各号に定める場所で発売する。

- (1) [略]
- (2) 高速鉄道の各駅

(3) [略]

2 [略]

(様式)

第5条 カードの様式は次に定めるところによる。

[略]

0円券		
大人用4,000円券	[略]	[略]
0円券		
小児用1,000円券	[略]	1,000円

(3) 市バス昼間専用カード

種類	使用可能額	発売額
大人用1,000円券	[略]	1,000円
大人用2,000円券	[略]	2,000円
大人用4,000円券	[略]	[略]

2～6 [略]

(発売場所)

第4条 カードは、次の各号に定める場所で発売する。

- (1) [略]
- (2) 高速鉄道の各駅 (市バス専用カード及び市バス昼間専用カードを除く。)

(3) [略]

2 [略]

(様式)

第5条 カードの様式は次に定めるところによる。

(1) [略]

2 [略]

(乗継割引の適用条件)

第6条の2 市バス・地下鉄共通NEWU
ラインカードを使用して乗車する者
が、乗合自動車と高速鉄道又は高速
鉄道と乗合自動車とを同じ日に同一
のカードにより乗り継いで乗車する
場合は、乗継後の高速鉄道又は乗合
自動車における乗車料金の差し引き
に当たっては、前条の規定にかかわ
らず、乗車料金から次の各号に定め
る額を減額した額を残額から減額す
る。

(1) ~ (3) [略]

2 [略]

(2) 市バス専用カード 様式第2号

(3) 市バス昼間専用カード 様式第
3号

2 [略]

(乗継割引の適用条件)

第6条の2 市バス・地下鉄共通NEWU
ラインカードを所持する者が、乗合
自動車と高速鉄道又は高速鉄道と乗
合自動車とを同じ日に乗り継いで乗
車する場合は、乗継後の高速鉄道又
は乗合自動車における乗車料金の差
し引きに当たっては、前条の規定に
かかわらず、乗車料金から次の各号
に定める額を減額した額を残額から
減額する。

(1) ~ (3) [略]

2 [略]

様式第2号を次のように改める。

様式第2号 削除

様式第3号を次のように改める。

様式第3号 削除

(神戸市乗合自動車・高速鉄道連絡運輸及び共通乗車取扱規程の一部改正)

第4条 神戸市乗合自動車・高速鉄道連絡運輸及び共通乗車取扱規程（平成14年
6月交規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び
第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線
又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」とい

う。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(発売場所)			(発売場所)		
第6条 乗車券は、乗合自動車と高速鉄道の違いに応じ、それぞれの条例及び規程に定める要件を満たす場合に、次に掲げる場所で発売する。ただし、管理者が必要と認めるときは、その他の場所で発売することができる。			第6条 乗車券は、乗合自動車と高速鉄道の違いに応じ、それぞれの条例及び規程に定める要件を満たす場合に、次に掲げる場所で発売する。ただし、管理者が必要と認めるときは、その他の場所で発売することができる。		
乗車券の種類		発売場所	乗車券の種類		発売場所
普通乗車券		[略]	普通乗車券		[略]
回数乗車券			回数乗車券		
定期券	乗合自動車・他鉄道連絡定期券	[略]	定期券	乗合自動車・他鉄道連絡定期券	[略]
	上記以外の連絡定期券	[略]		上記以外の連絡定期券	[略]
1日乗車	共通1日乗車券	各駅、定期券発売所、駅売店等、神戸駅前案内所	1日乗車	共通1日乗車券	各駅(谷上駅除く)、定期券発売所
					(谷上駅除く)、駅売店等、神戸駅前案内所

券	校外学習 等1日乗 車券	[略]	券	校外学習 等1日乗 車券	内所 [略]
	団体乗車券	[略]		団体乗車券	[略]
	その他	[略]		その他	[略]

附 則

(施行期日)

- この規程は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、同年8月1日から施行する。

(経過措置)

- この規程の施行の際現に発行されているこの規程の第1条の規定による改正前の神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程（以下「旧乗合自動車規程」という。）第3条第1項第2号の規定による市バス専用カード、市バス昼間専用カードは、令和4年3月31日まで、この規程の施行後においてもなお、従前の例により使用することができるものとし、当分の間、この規程の施行後においてもなお、旧乗合自動車規程第28条の規定により払戻すものとする。

神戸市高速鉄道乗車規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年7月1日

交通事業管理者 城南雅一

神戸市交通管理規程第2号

神戸市高速鉄道乗車規程の一部を改正する規程

神戸市高速鉄道乗車規程（昭和52年2月交規程第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(手回り品)	(手回り品)
第8条 [略]	第8条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 [略]	3 [略]
4 [略]	4 [略]
5 <u>前条の規定に違反する手回り品の車内への持ち込みの防止その他車内、乗降場及び駅構内の保安上の理由により、乗客等の立会いを求め、内容について検査することがある。</u>	5 <u>手回り品が前条の規定に違反する疑いがあるときは、その乗客立会いのうえ、内容について検査することがある。</u>
6 <u>乗客等に対し、前項の検査の対象者の特定のための協力を求めること</u>	

がある。

7 第12条第2項及び第3項の規定

は、乗客が前2項の規定による検査及び協力に応じたことにより、列車が発したため、旅行をとりやめた場合（前条に定める物品を所持していなかった場合に限る。）に準用する。

第9条 [略]

（車内、乗降場又は駅構内からの退去）

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、乗車することができず、車内、乗降場又は駅構内からの退去を求められることがある。

(1)～(3) [略]

(4) 第8条第5項及び第6項の規定による手回り品の内容の検査及び協力に応じない者並びに検査後の指示に従わない者

(5) [略]

(6) [略]

第9条 [略]

（乗車拒絶）

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、乗車することができない。既に乗車しているときは、最寄りの駅において降車しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

教育委員会

職員のサービスの宣誓に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月30日

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

神戸市教育委員会規則第5号

職員のサービスの宣誓に関する規則の一部を改正する規則

職員のサービスの宣誓に関する規則（昭和26年4月教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>第1条 職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年4月条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し教育委員会職員について必要な事項は、この規則の定めるところによる。</u></p>	
<p><u>第2条 特殊の技能を必要とする職務に採用せられた者で、その職務を行うにつき一定の見習課程を要するものの宣誓は、その見習課程の終了後においてこれを行う。</u></p>	<p><u>第1条 特殊の技能を必要とする職務に採用せられた者で、その職務を行うにつき一定の見習課程を要するものの宣誓は、その見習課程の終了後においてこれを行う。</u></p>

第2条 職員の宣誓は、次に掲げる公務員の前において行うものとする。

(1) 事務局の職員（係長及びこれに準ずる補職以上のものを除く。）

にあつては、総務部教職員課長又はその委任を受けた者

(2) 地方公務員法第22条の2第1項

の規定により任用される事務局の職員にあつては、その者の属する

課長、室長、館長又はその委任を受けた者

(3) 学校及び幼稚園の職員（校長、

園長及び教務主任を除く。）にあつては、その者の属する校長、園

長又はその委任を受けた者

(4) 事務局の係長及びこれに準ずる

補職以上のもの並びに校長、園長及び教務主任にあつては、教育長

又はその委任を受けた者

第3条 教育委員会事務局の会計年度

任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規

定する会計年度任用職員をいう。）以外の職員並びに学校及び幼稚園の職

員の宣誓書は、教職員課長が保管するものとし、教育委員会事務局の会

計年度任用職員の宣誓書は、その者の属する課長又は室長が保管するも

のとする。

第3条 第2条第1号及び第4号に定

める事務局の職員及び第2条第3号に定める学校職員の宣誓書は総務部

教職員課長が、第2条第2号に定める職員の宣誓書はその者の属する課

長、室長、館長がこれを保管するものとする。

第4条 条例第2条に定める任命権者

が定める宣誓書は、様式によるものとする。

(施行細目の委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

(施行細目の委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附則の次に次の様式を加える。

様式（第4条関係）

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、これを擁護することを固く誓います。

私は、地方自治及び教育の本旨を体し、全体の奉仕者として、法律に従い、公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

名前

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

神戸市教育委員会教育長告示第1号

令和3年7月18日（日）執行予定の「兵庫県知事選挙」における個人演説会場の公営施設設備の程度及び納付すべき費用の額等を次のとおり告示する。

令和3年7月1日

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳

個人演説会等会場の公営施設設備の程度及び納付すべき費用の額表

(東灘区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設備の程度										その他		電話番号			
			演説会場										放送設備使用可否					
			照 明					聴衆席備付備品					使用上の留意事項	可		不可		
400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び係 員控室	可	不可							
1	東灘小学校	アリーナ	930	28									600	なし	土足厳禁	○		411-0556
2	本庄小学校	アリーナ	744	30		2					2		700	ミーティング室	土足厳禁	○		411-0339
3	本山南小学校	体育館	700	21							2		350	講堂控室	土足厳禁	○		452-0071
4	福池小学校	体育館	413	17							13		300	講堂控室	土足厳禁	○		452-5595
5	魚崎小学校	アリーナ	1100	40									600	なし	シート使用 土足厳禁	○		411-6196
6	本山第一小学校	体育館	800	32				20			2		750	なし	土足厳禁	○		411-1974
7	本山第二小学校	体育館	997	24				40			2		500	開放教室	土足厳禁	○		431-1441
8	本山第三小学校	体育館	748	28		2					2		600	講堂控室	シート使用	○		411-0005
9	住吉小学校	体育館	1,029	40							4		800	講堂控室	土足厳禁	○		851-2887
10	御影小学校	体育館	459	28							2		600	開放管理室	シート使用	○		851-3673
11	渦が森小学校	多目的室	112					36					60	第一会議室	土足厳禁	○		851-3185
12	御影北小学校	アリーナ	1100			32							200	ランチルーム	土足厳禁	○		851-6809
13	六甲アイランド小学校	体育館	919	30							4		800	その他	シート使用	○		857-3121
14	向洋小学校	クラブハウス	90					28					100	低学年音楽室	土足厳禁		○	857-2450
15	本庄中学校	体育館	818	18	12	2							700	なし	シート使用 原状復帰	○		411-2261
16	魚崎中学校	体育館	447	18	12			24					500	会議室	土足厳禁	○		411-1631
17	本山南中学校	体育館	985	19		2							500	なし	シート使用 土足厳禁	○		412-2033
18	本山中学校	体育館	1,253	29	6						2		800	なし	シート使用	○		411-3742
19	住吉中学校	体育館	1,008	40									500	ミーティング室	シート使用	○		851-3752
20	御影中学校	体育館	605	24				24					580	その他	シート使用 土足厳禁	○		841-2541
21	向洋中学校	多目的室	121					38					100	なし	土足可		○	857-2481
22	東灘のぞみ幼稚園	遊戯室	143					52			4		120	なし	土足厳禁	○		411-0667
23	魚崎幼稚園	遊戯室	150								20		70	保育室	土足厳禁	○		411-9647
24	御影幼稚園	遊戯室	193					32					130	なし	土足厳禁	○		851-2030
25	六甲アイランド高校	体育館	1,300	48		6							1,000	和室	シート使用 土足厳禁	○		858-4000

使用区分及び納付区分 ● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり)
 ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。

その他 (1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を
 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。
 (2) ゴミは持ち帰っていただきます。
 (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。
 (4) 控室備品(各校共通) /机、椅子
 (5) 演壇備付備品(各校共通) /演壇、演卓、椅子
 (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。
 (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。
 (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。
 (9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度及び納付すべき費用の額表

(灘区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設備の程度										その他		電話番号				
			演説会場										使用上の 留意事項	放送設備 使用可否					
			照 明					聴衆席備付備品						可		不可			
400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び係 員控室	使用上の 留意事項	可	不可	電話番号						
1	成徳小学校	体育館	735	38									700	なし	土足厳禁	○		821-1001	
2	高羽小学校	体育館	700	24							4		500	なし	シート使用	○		841-0541	
3	鶴甲小学校	講堂	420	20									300	会議室	シート使用	○		821-0444	
4	六甲山小学校	体育館	260		32								100	教室	土足厳禁	○		891-0328	
5	西郷小学校	体育館	602	32									500	会議室	シート使用	○		861-2888	
6	六甲小学校	多目的室	120					28					70	相談室	土足厳禁	○		881-1071	
7	灘小学校	体育館	700	36									300	なし	土足厳禁	○		871-0481	
8	西灘小学校	体育館	700	32		2					4		400	なし	シート使用	○		861-8851	
9	灘の浜小学校	体育館	700	24									500	なし	土足厳禁	○		802-1750	
10	稗田小学校	体育館	613	30							4		691	開放教室	土足厳禁	○		871-0721	
11	美野丘小学校	講堂	340			35		70					350	講堂控室	シート使用	○		871-1381	
12	摩耶小学校	第1学習室	30					20					80	なし	土足厳禁	○		861-3172	
13	福住小学校	体育館	540	35							54		600	なし	シート使用	○		861-2424	
14	鷹匠中学校	武道場	300					210					250	なし	シート使用	○		841-0041	
15	烏帽子中学校	体育館	672	25	2			32			2		250	会議室	土足厳禁	○		851-5777	
16	原田中学校	体育館	408	28				20					400	多目的室	土足厳禁	○		861-0431	
17	長峰中学校	講堂	389		15		75				2		650	教室	シート使用 土足厳禁	○		861-3781	
18	上野中学校	講堂	379	300 W × 24					32 W × 24			4		350	講堂控室	土足厳禁	○		871-9681
19	灘すずかけ幼稚園	遊戯室	100					32					50	保育室	土足厳禁	○		861-4550	
20	灘さくら支援学校	多目的室	200		24								50	なし		○		802-1200	
21	青島灘高等支援学校	体育館	955	32									400	なし	土足厳禁 トランポリン移動 不可	○		871-1800	

使用区分及び納付区分 ● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり)
 ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。

その他 (1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を
 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。
 (2) ゴミは持ち帰っていただきます。
 (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。
 (4) 控室備品(各校共通) /机、椅子
 (5) 演壇備付備品(各校共通) /演壇、演卓、椅子
 (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。
 (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。
 (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。
 (9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度及び納付すべき費用の額表

(中央区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設備の程度										使用上の 留意事項	その他		電話番号		
			演説会場											放送設備 使用可否				
			照明					聴衆席備付備品						可	不可			
400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び係 員控室	使用上の 留意事項	可	不可	電話番号					
1	上筒井小学校	体育館	540	26	4							4	500	なし	シート使用	○	241-1080	
2	なぎさ小学校	体育館	750	40							2		700	あり	土足厳禁	○	252-5611	
3	宮本小学校	体育館	437	LED20個				ステージ 上16本			4基		500	スタディ ルーム	シート使用	○	221-1600	
4	春日野小学校	講堂	280	300 W × 16									300	なし	シート使用	○	231-2461	
5	雲中小学校	ウイングルーム	120					30				6人用×12		なし	土足厳禁 原状復帰	○	231-3441	
6	中央小学校	会議室	100					16					100	なし		○	231-2421	
7	こうべ小学校	体育館	540	23									600	図書室	シート使用	○	221-2539	
8	山の手小学校	体育館	941	28		2		16					600	あり	土足厳禁	○	341-8911	
9	湊小学校	体育館	750	30									500	なし	土足厳禁	○	360-1200	
10	港島学園 (前期課程)	体育館	704		24								700	図書室	原状復帰 シート使用	○	302-1661	
11	筒井台中学校	武道場	270	15									100	なし	土足厳禁	○	241-3201	
12	渚中学校	体育館	1,254	28							2		1,000	ステージ袖	土足厳禁	○	242-4501	
13	暮合中学校	体育館	639	8				40	18	25			500	会議室	シート使用 土足厳禁	○	241-0444	
14	布引中学校	体育館	315	20		3							500	講堂控室	土足厳禁	○	241-0010	
15	神戸生田中学校	体育館	985	30		2						4	800	クラブハウス	土足厳禁	○	334-1850	
16	湊翔楠中学校	体育館	1,000	36									750	会議室	シート使用 土足厳禁	○	351-2152	
17	港島学園 (後期課程)	体育館	848	15	10								400	ステージ袖	原状復帰 シート使用	○	302-1771	
18	あづま幼稚園	保育室	96					20						なし	土足厳禁	○	231-0015	
19	神戸幼稚園	遊戯室	176					50					100	会議室	土足厳禁	○	331-4469	
20	港島幼稚園	遊戯室	154				7	15	44	2	10	140	会議室	土足厳禁	○	302-3300		
21	科学技術高校 神戸工科高校	体育館	1150		56						28		1,500		土足厳禁	○	272-9900	
22	暮合高校	体育館	1200	48				18					1,000		土足厳禁	○	291-0771	
23	摩耶兵庫高校	体育館	896	1 kW × 2 / 400 W × 20 / 360 W × 20 / 100 W × 54										600	なし	シート使用	○	360-1316
24	盲学校	体育館	708	700 W × 20 / 150 W × 4 / 40 W × 2							12			400	会議室	シート使用	○	360-1133

使用区分及び納付区分 ● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり)
 ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。

- その他
- 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。
 - ゴミは持ち帰っていただきます。
 - 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。
 - 控室備品 (各校共通) / 机、椅子
 - 演壇備付備品 (各校共通) / 演壇、演卓、椅子
 - 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。
 - 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。
 - 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。
 - 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度及び納付すべき費用の額表

(兵庫区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設備の程度										その他		電話番号		
			演説会場										使用上の 留意事項	放送設備 使用可否			
			照明					聴衆席備付備品						可		不可	
400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び 係員控室								
1	神戸祇園小学校	多目的ホール	160			70W(LED)×36							140	多目的室		○	521-3801
2	夢野の丘小学校	多目的ホール	160			20	12						100	会議室3	シート使用	○	521-7430
3	会下山小学校	体育館	400	32								4	500	和室	シート使用	○	577-1501
4	兵庫大開小学校	体育館	475	24		4	16						800	なし	土足厳禁 シート使用	○	575-4773
5	水木小学校	体育館	588	36									450	多目的室	シート使用	○	575-8360
6	和田岬小学校	多目的室	117				16						50	図書室		○	671-1105
7	明親小学校	体育館	459	21		12						17	500	会議室	土足厳禁	○	651-2855
8	浜山小学校	ミーティングルーム	160				18						50	図書室		○	651-3890
9	夢野中学校	武道場	500			68W(LED)×25								男女更衣室	土足厳禁 シート無し 体育館より 椅子200脚搬 入可	○	511-5555
10	湊川中学校 (楠高等学校)	講堂	402			40							400	会議室		○	521-4874
11	兵庫中学校	体育館	580	300W×27			32W×32						400	小控室	上履き使用	○	577-0744
12	須佐野中学校	体育館	554	21								2	600	相談室	シート使用	○	671-4261
13	吉田中学校	体育館	768	28			24						650	会議室	土足厳禁	○	681-3545
14	兵庫くすのき幼稚園	遊戯室	138			24							150	準備室	土足厳禁	○	575-4774
15	神港橋高校	体育館	1,200		72		6						800	会議室	シート使用 土足禁止	○	579-3650
使用区分及び 納付区分		<ul style="list-style-type: none"> ● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり) ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。 															
その他		<ul style="list-style-type: none"> (1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。 (2) ゴミは持ち帰っていただきます。 (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。 (4) 控室備品(各校共通) /机、椅子 (5) 演壇備付備品(各校共通) /演壇、演卓、椅子 (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。 (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。 (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。 (9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。 															

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度及び納付すべき費用の額表

(北区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設備の程度										その他		電話番号				
			演説会場										使用上の 留意事項	放送設備 使用可否					
			照明					聴衆席備付品						可		不可			
			400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び係 員控室							
1	有馬小学校	講堂	767				50					6	400	講堂控室	土足厳禁 シート使用	○		904-0170	
2	有野小学校	体育館	504	18		2						9	400	図書室	土足厳禁 シート使用	○		981-5341	
3	藤原台小学校	体育館	920	28									700	家庭科室	シート使用	○		982-5880	
4	西山小学校	視聴覚室	130							26			60	相談室	シート使用 土足厳禁	○		952-1800	
5	ありの台小学校	体育館	417	18						24		18	500	図工室	土足厳禁	○		981-5111	
6	唐櫃小学校	講堂	316			20				30	16	2	500	会議室	シート使用	○		981-5926	
7	大池小学校	ふれあいルーム	130							30			90	なし	土足厳禁	○		581-8032	
8	花山小学校	ふれあいルーム	112							32			70	なし	シート使用 原状復帰	○		583-1120	
9	谷上小学校	講堂	360	300 W × 15		62				8		12	150	なし	シート使用	○		581-3351	
10	箕谷小学校	体育館	450	24									300	クラブハウス	シート使用 土足厳禁	○		581-8030	
11	桂木小学校	多目的室	220							36			100	ミーティングルーム	原状復帰	○		582-4001	
12	広陵小学校	体育館	504	35			24					10	400	管理室	シート使用	○		583-0191	
13	筑紫が丘小学校	多目的ホール	162							40			80	クラブハウス	土足可	○		581-1006	
14	桜の宮小学校	体育館	350	12		24						2	350	会議室	シート使用	○		591-1009	
15	甲緑小学校	あじさいルーム	112								24		32	家庭科室	シート使用	○		581-1221	
16	山田小学校	体育館	675		20	11				24			200	クラブハウス	シート使用 土足厳禁	○		581-0055	
17	小部東小学校	体育館	486		22								400	なし	土足厳禁 原状復帰	○		592-0086	
18	小部小学校	学習室	50							14			35	なし	原状復帰	○		591-1761	
19	泉台小学校	多目的室	220							30			20	なし	土足厳禁	○		593-7771	
20	鈴蘭台小学校	体育館	714	18	12							4	500	なし	土足厳禁	○		592-8181	
21	北五葉小学校	体育館	330	20	2					24		9	450	講堂控室	土足厳禁 原状復帰	○		591-1196	
22	南五葉小学校	体育館	350	8								4	584	校長室	土足厳禁	○		591-1314	
23	君影小学校	体育館	440	18	4	12						9	300	会議室	土足厳禁	○		592-0059	
24	星和台小学校	体育館	486	10	10							2	600	図書室	土足厳禁	○		593-8200	
25	ひよどり台小学校	体育館	500			25						2	500	相談室	シート使用	○		743-0062	
26	藍那小学校	体育室	255	22						8		6	100	理科室	土足厳禁	○		591-0367	
27	道場小学校	体育館	700	30		2						2	300	体育館控室	シート使用 土足厳禁	○		985-4016	
28	長尾小学校	体育館	644	12	4		20	6					500	教室	土足厳禁	○		986-2074	
29	鹿の子台小学校	体育館	672	30								4	600	図書室	シート使用 土足厳禁	○		952-1720	
30	好徳小学校	体育館	432									25	150	クラブハウス	シート使用	○		958-0004	
31	淡河小学校	体育館	306							20		29	200	なし	土足厳禁	○		959-0113	
32	有馬中学校	体育館	985	28						32		4	400	相談室	土足厳禁	○		981-5101	
33	有野中学校	体育館	700	24		2						2	650	会議室	シート使用	○		982-2700	
34	有野北中学校	体育館	1,181	36						20		2	10	800	その他	シート使用 原状復帰	○		987-3057
35	唐櫃中学校	体育室	486	14	14								300	教室	シート使用 土足厳禁	○		982-6461	
36	大池中学校	体育館	510	30	2							10	700	その他	土足厳禁	○		581-8034	
37	山田中学校	体育館	945		48								800	教室	土足厳禁	○		581-1068	
38	広陵中学校	体育館	1,008	36									1,000	会議室	シート使用	○		583-1313	
39	桜の宮中学校	体育館	605	18	2					12		12	600	図書室	土足厳禁	○		593-8001	
40	小部中学校	体育館	540	30		1							450	会議室	シート使用 原状復帰	○		592-1177	
41	大原中学校	体育館	918		24							3	800	会議室	シート使用 土足厳禁	○		581-6661	
42	鈴蘭台中学校	体育館	441	25						5		5	300	研修室II	シート使用	○		591-4521	
43	星和台中学校	体育館	519	18								2	500	心の教室	土足厳禁	○		593-8400	
44	鴨台中学校	体育館	459	30									600	会議室	シート使用	○		743-0072	
45	北神戸中学校	体育館	792								37		330	校長室	土足厳禁	○		951-0821	
46	八多中学校	体育館	340	18								12	200	ミーティングルーム	シート使用 土足厳禁	○		982-0049	
47	大沢中学校	体育館	679			2	20					28	240	なし	土足厳禁	○		954-0142	
48	淡河中学校	体育館	320	300 W × 20									150	相談室	シート使用 土足厳禁	○		958-0301	
49	有野幼稚園	遊戯室	150							30			110	保育室	土足厳禁	○		981-5109	

50	からと幼稚園	遊戯室	130					36	8	16	100	保育室	土足厳禁	○	981-5317
51	やまびこ幼稚園	遊戯室	128					24			100	保育室	土足厳禁	○	583-1080
52	長尾幼稚園	遊戯室	90					45			130	保育室	土足厳禁	○	986-4123
使用区分及び納付区分		<ul style="list-style-type: none"> ● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり) ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。 													
その他		<p>(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。</p> <p>(2) ゴミは持ち帰っていただきます。</p> <p>(3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。</p> <p>(4) 控室備品(各校共通) /机、椅子</p> <p>(5) 演壇備付備品(各校共通) /演壇、演卓、椅子</p> <p>(6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。</p> <p>(7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。</p> <p>(8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。</p> <p>(9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。</p>													

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度及び納付すべき費用の額表

(長田区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設備の程度										その他				
			演説会場							聴衆席備付備品			使用上の留意事項	放送設備使用可否		電話番号	
			400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W~ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び係 員控室		可	不可		
1	室内小学校	体育室	468	35			12						400	会議室	土足厳禁	○	691-0917
2	名倉小学校	多目的室	210					16					100	なし	土足厳禁	○	691-6181
3	丸山ひばり小学校	アリーナ	600	30								2	500	会議室	土足厳禁	○	691-8552
4	宮川小学校	体育館	300		20			16		2			400	なし	土足厳禁	○	631-2721
5	池田小学校	体育館	567	35								2	400	なし	土足厳禁	○	691-1661
6	蓮池小学校	体育館	490	37		9							400	なし	土足厳禁	○	691-4215
7	長田小学校	講堂	334								31		280	講堂控室	土足厳禁	○	631-2731
8	五位の池小学校	講堂	340					104		15		170	第2会議室	シート使用	○	631-2741	
9	御蔵小学校	体育館	700	21		12					10		250	その他	シート使用 土足厳禁	○	575-2226
10	真野小学校	体育館	600	24				16			6		300	クラブハウス	土足厳禁	○	671-0190
11	長田南小学校	体育館	380										500		土足厳禁	○	691-1702
12	真陽小学校	体育館	467	21		9		30		6			300	会議室	土足厳禁	○	611-0456
13	駒ヶ林小学校	クラブハウス	65					18					40	なし	土足厳禁	○	731-7061
14	雲雀丘中学校	体育館	552	12		2					6		550	会議室	土足厳禁	○	631-8748
15	丸山中学校	体育館	967		34						2		700	なし	シート使用	○	691-0005
16	西代中学校	武道館	337					80					50	なし	土足厳禁	○	691-1521
17	高取台中学校	体育館	473	24		22							550	教室	土足厳禁	○	611-6325
18	長田中学校	体育館	700	32		2					3		800	Mロビー	シート使用	○	671-3757
19	駒ヶ林中学校	体育館	540	21							23		300	視聴覚室	シート使用	○	611-0082
20	西野幼稚園	遊戯室	103					48			4		100	なし	土足厳禁	○	691-4483
使用区分及び納付区分		<ul style="list-style-type: none"> ● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり) ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。 															
その他		<p>(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。</p> <p>(2) ゴミは持ち帰っていただきます。</p> <p>(3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。</p> <p>(4) 控室備品(各校共通) /机、椅子</p> <p>(5) 演壇備付備品(各校共通) /演壇、演卓、椅子</p> <p>(6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。</p> <p>(7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。</p> <p>(8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。</p> <p>(9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。</p>															

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度及び納付すべき費用の額表

(須磨区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設 備 の 程 度										そ の 他					
			演 説 会 場										使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		電話番号		
			照 明					聴衆席備付品						可	不可			
			400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び係 員控室					可	不可
1	だいち小学校	アリーナ	750	18	12			2					500	ミーティング室	土足厳禁	○		739-1502
2	若宮小学校	体育館	560	28				20					600	図工室	土足厳禁	○		731-0007
3	西須磨小学校	多目的室	100				42						60	家庭科室	土足厳禁 原状復帰	○	→アプ 原状可	731-0295
4	北須磨小学校	講堂	660	9				30					300	クラブハウス	土足厳禁	○		731-8149
5	高倉台小学校	多目的室	100					18					100	相談室	土足厳禁	○		734-1766
6	多井畑小学校	多目的室	250					48					100	会議室	土足厳禁	○		792-0450
7	板宿小学校	体育館	540	24									400	多目的室	土足厳禁	○		732-4055
8	東須磨小学校	体育館	570	20								2	600	開放教室	土足厳禁	○		731-0448
9	若草小学校	体育館	507									24	400	クラブハウス	土足厳禁	○		743-7311
10	妙法寺小学校	講堂	325		18							4	500	講堂控室	シート使用 土足厳禁	○		741-2559
11	横尾小学校	多目的室	157					40					50	なし	土足厳禁	○		743-4511
12	白川小学校	体育館	592	20								4	400	講堂控室	シート使用	○		792-2619
13	神の谷小学校	活動室	112			24							30	スポーツクラブ室	土足厳禁	○		791-8277
14	松尾小学校	体育館	460	15				10				4	250	クラブハウス	土足厳禁	○		791-8422
15	東落合小学校	体育館	490	35									600	その他	土足厳禁	○		793-1844
16	花谷小学校	体育館	459									40	500	クラブハウス	シート使用	○		791-8272
17	南落合小学校	体育館	458	21	14	9		16				4	600	多目的室	シート使用	○		792-5244
18	西落合小学校	体育館	504	21				24				22	500	クラブハウス	土足厳禁	○		792-5556
19	竜が台小学校	体育館	504	21				14				12	500	体育館控室	シート使用	○		793-1833
20	菅の台小学校	クラブハウス	250					38					46	市民図書室	シート使用 土足厳禁		○	791-0233
21	太田中学校	体育館	400	350 W × 1 / 300W × 20 / 250 W × 4								16	500	舞台袖	土足厳禁	○		732-0854
22	鷹取中学校	体育館	1,008	20									500	会議室	土足厳禁	○		731-0066
23	飛松中学校	格技室	256					108					5	100	なし	土足厳禁	携帯アンブ可	731-9494
24	高倉中学校	体育館	510	23								8	500	会議室	土足厳禁 原状復帰	○		733-1140
25	横尾中学校	体育館	580	25									500	会議室	シート使用	○		743-7322
26	友が丘中学校	体育館	580	30									600	図書室	シート使用 土足厳禁	○		792-5567
27	東落合中学校	体育館	769	30		2		12	8	9			700	会議室	土足厳禁	○		792-5558
28	須磨北中学校	体育館	558	20	2							4	800	図書室	シート使用 控室土足厳禁	○		741-6465
29	白川台中学校	体育館	473	15		4		24					600	ミーティングルーム	シート使用 原状復帰	○		792-5711
30	西落合中学校	体育館	450		24							2	650	会議室	土足厳禁	○		791-8444
31	竜が台中学校	体育館	400		30			24	6	2	2		400	心の相談室	土足厳禁	○		791-0762
32	名谷きぼうの丘幼稚園	遊戯室	114					24					150	なし	土足厳禁	○		793-1866
33	須磨翔風高校	体育館	1,200	300 W × 56									1,000	あり	シート使用	○		798-4155
34	青陽須磨支援学校	体育館	885	300 W × 32					32 W × 28				400	あり	土足厳禁	○		793-1006

- 使用区分及び納付区分 ● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり)
 ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。

- その他 (1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を
 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。
 (2) ゴミは持ち帰っていただきます。
 (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。
 (4) 控室備品(各校共通) / 机、椅子
 (5) 演壇備付品(各校共通) / 演壇、演卓、椅子
 (6) 備付品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。
 (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。
 (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。
 (9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度及び納付すべき費用の額表

(垂水区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設備の程度										その他			
			演説会場							聴衆席備付品			使用上の留意事項	放送設備 使用可否		電話番号
			照明							長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び係 員控室		可	不可	
400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W										
1	塩屋北小学校	体育館	576	LED 35							14	400	体育館控室	シート使用 土足厳禁	○	752-7575
2	下畑台小学校	体育館	504	21	23		24		9		600	ステージ袖	シート使用	○	752-6780	
3	つつじが丘小学校	多目的室	135					32		3	50	なし	土足厳禁	○	709-7751	
4	塩屋小学校	開放教室	100			12			2		50	なし	土足厳禁	○	751-4400	
5	乙木小学校	体育館	680	24		2		10		4	600	講堂控室	シート使用	○	752-4205	
6	東垂水小学校	会議室	60					20			40	なし	シート使用	○	751-2623	
7	名谷小学校	図書室	80					30			40	なし		○	707-2481	
8	福田小学校	図書室	80				30				50	なし	シート使用 土足厳禁	○	753-3515	
9	高丸小学校	体育館	704	40							400	クラブハウス	土足厳禁	○	707-8877	
10	千鳥が丘小学校	講堂	310			20		26	9		250	なし	車椅子不可	○	709-1655	
11	千代が丘小学校	体育館	340	12	4		10		24	5	350	教室	シート使用	○	708-8801	
12	垂水小学校	体育館	350					64		24	400	講堂控室	土足厳禁	○	707-6006	
13	震ヶ丘小学校	多目的室	85					25			60	クラブハウス2	土足厳禁	○	706-0156	
14	東舞子小学校	体育館	378	20							500	音楽室	土足厳禁 シート使用	○	782-2712	
15	舞子小学校	体育館	670	12	18			28	14	6	800	その他	シート使用	○	782-2332	
16	西舞子小学校	講堂	430								500	クラブハウス	上履き持参	○	781-0004	
17	西脇小学校	体育館	600							41	400	なし	シート使用 土足厳禁	○	781-9531	
18	多聞東小学校	体育館	700	24				48			350	ステージ袖	土足厳禁	○	783-5868	
19	小東山小学校	多目的室	135					40				なし	土足厳禁 原状復帰	○	784-2656	
20	舞多聞小学校	アリーナ	932	36	4			12		2	700	ステージ袖	土足厳禁 シート使用	○	787-3700	
21	多聞の丘小学校	体育館	504	21			16	24	14	10	600	なし	シート使用	○	784-4477	
22	多聞台小学校	講堂	340	23						2	400	クラブハウス	土足厳禁 原状復帰	○	782-0375	
23	神陵台小学校	ランチルーム	138					28			90	なし	中心に柱有り 土足厳禁	○	781-3843	
24	桃山台中学校	体育館	700	18						2	700	会議室	シート使用 土足厳禁	○	752-1201	
25	塩屋中学校	体育館	787	24							700	多目的室	土足厳禁	○	753-2271	
26	垂水東中学校	体育館	940	28						4	790	体育館袖	シート使用	○	751-6139	
27	福田中学校	体育館	600	18			24			14	600	多目的室	シート使用 土足厳禁	○	708-1670	
28	垂水中学校	体育館	525					78		11	800	会議室	シート使用 土足厳禁	○	707-6363	
29	歌敷山中学校	体育館	600			24					700	会議室	シート使用 土足厳禁	○	707-8864	
30	星陵台中学校	体育館	1,008		35	4			35		700	武道場	シート使用 土足厳禁	○	709-8810	
31	多聞東中学校	体育館	594	34		12					520	体育館控室	シート使用	○	783-5888	
32	本多聞中学校	体育館	810			21					500	相談室	シート使用	○	784-6310	
33	舞子中学校	体育館	459	20			16			4	300	講堂控室	シート使用 土足厳禁	○	781-0001	
34	神陵台中学校	体育館	455	19						18	500	講堂控室	シート使用	○	781-0700	
35	青山台こぼと幼稚園	遊戯室	150					42			152	なし	土足厳禁	○	752-0700	
36	たるみ幼稚園	遊戯室	155					16			80	なし	土足厳禁	○	704-5114	
37	小東山幼稚園	遊戯室	139					50			90	なし	土足厳禁	○	784-2660	

使用区分及び納付区分 ● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり)
 ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。

- その他
- 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。
 - ゴミは持ち帰っていただきます。
 - 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。
 - 控室備品(各校共通) /机、椅子
 - 演壇備付品(各校共通) /演壇、演卓、椅子
 - 備付品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。
 - 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。
 - 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。
 - 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度及び納付すべき費用の額表

(西区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設備の程度										その他								
			演説会場							聴衆席備付品			使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		電話番号					
			照 明							長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び 係員控室		可	不可						
400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	6人用8脚	6人用8脚	多目的室				図書室			ミージングルーム	いぶきの丘ハウス	体育館控室	図書室	更衣室	多目的室
1	東町小学校	多目的室	240			4		26						80	図書室	土足厳禁		○	794-4000		
2	小寺小学校	クラブハウス	125			10		4						40	図書室	土足厳禁		○	791-2950		
3	長坂小学校	体育館	699		24									300	なし	土足厳禁	○		974-2333		
4	有瀬小学校	多目的室	100					36						50	なし	土足厳禁 原状復帰		○	974-2709		
5	太山寺小学校	体育館	660	28										300	ミーティングルーム	土足厳禁	○		974-0007		
6	井吹東小学校	体育館	942	30				16						800	なし	土足厳禁	○		997-0820		
7	井吹の丘小学校	体育館	810		36									700	いぶきの丘ハウス	シート使用	○		990-5533		
8	井吹西小学校	体育館	970		2									700	体育館控室	シート使用	○		997-0114		
9	伊川谷小学校	体育館	800	28										4	なし	土足厳禁	○		974-0006		
10	壺谷小学校	図書室	88					24						36	図書室	土足厳禁 原状復帰	○		991-0004		
11	籠台小学校	体育館	750	35		14								600	更衣室	土足厳禁	○		991-1635		
12	狩場台小学校	図書室	80					32						6人用8脚	多目的室	土足厳禁		○	991-3415		
13	竹の台小学校	多目的ホール	209					31						100	カウンセリングルーム	シート使用 土足厳禁	○		991-4471		
14	櫻野台小学校	体育館	742											600	体育館控室	シート使用	○		992-2500		
15	木津小学校	体育館	632	28										400	なし	土足厳禁	○		994-0003		
16	桜が丘小学校	体育館	630	18				12						400	多目的室	シート使用	○		994-8010		
17	押部谷小学校	体育館	288	30										8	図書室	シート使用	○		994-0002		
18	月が丘小学校	体育館	850	23		2								400	なし	土足厳禁	○		995-3171		
19	北山小学校	視聴覚室	96					24						40	なし	土足厳禁		○	994-8020		
20	高和小学校	体育館	794		24									350	なし	土足厳禁	○		994-0004		
21	高津橋小学校	体育館	600	24										2	図書室	シート使用	○		917-6501		
22	玉津第一小学校	体育館	800	20										2	クラブハウス	土足厳禁 原状復帰	○		928-3790		
23	枝吉小学校	クラブハウス	96					24						90	クラブハウス	土足厳禁	○		928-0880		
24	出合小学校	体育館	739	18										4	会議室	土足厳禁	○		928-5516		
25	美賀多小学校	体育館	800											32	講堂控室	シート使用 土足厳禁	○		991-7659		
26	春日台小学校	体育館	504	21		2	15	12						200	その他	シート使用 土足厳禁	○		961-0251		
27	平野小学校	体育館	672	24	2									450	会議室	シート使用 原状復帰	○		961-0011		
28	神出小学校	体育館	600	24	2									500	なし	シート使用	○		965-0006		
29	岩岡小学校	体育館	504	21										400	会議室	シート使用 土足厳禁	○		967-0013		
30	太山寺中学校	体育館	759	22		2								800	図書室	土足厳禁	○		791-7090		
31	長坂中学校	体育館	820	36										800	会議室	シート使用	○		974-3830		
32	井吹台中学校	体育館	1,222	28		8								4	小会議室	シート使用	○		997-0850		
33	伊川谷中学校	体育館	540	18										12	相談室	シート使用	○		974-0005		
34	壺谷中学校	体育館	759	22										700	本会議室	土足厳禁	○		991-0026		
35	桜が丘中学校	体育館	792	18	12	12		2						9	会議室	土足厳禁	○		994-8822		
36	押部谷中学校	体育館	550	22	1	1								600	なし	シート使用	○		994-0013		
37	玉津中学校	体育館	648	30	2									15	相談室	土足厳禁	○		918-2266		
38	玉塚中学校	体育館	450	30										500	教室	土足厳禁	○		928-1277		
39	平野中学校	体育館	562	10	22	2								12	図書室	シート使用	○		961-0058		
40	西神中学校	体育館	1,239	24		30								6	会議室	シート使用	○		992-2700		
41	神出中学校	体育館	800	14	14									400	なし	シート使用	○		965-0025		
42	岩岡中学校	体育館	864					34						2	会議室	シート使用 土足厳禁	○		967-0016		
43	いかわ幼稚園	遊戯室	130					18						100	園長室	土足厳禁	○		974-0022		
44	おしんべ幼稚園	遊戯室	118					24						80	保育室	土足厳禁	○		994-0279		
45	たまつ幼稚園	体育館	919											36	なし	土足厳禁	○		928-4724		
46	玉津第二幼稚園	遊戯室	211					40						70	園長室	土足厳禁	○		912-5771		
47	岩岡幼稚園	遊戯室	155					46						100	保育室	土足厳禁	○		967-1531		
52	いぶき明生支援学校	体育館	600		28									400	会議室 I	土足厳禁	○		997-6311		
使用区分及び 納付区分		● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり) ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。																			

- その他
- (1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。
 - (2) ゴミは持ち帰っていただきます。
 - (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校舎と事前に打ち合わせてください。
 - (4) 控室備品（各校共通） /机、椅子
 - (5) 演壇備付備品（各校共通） /演壇、演卓、椅子
 - (6) 備付備品の種類及び数量は、校舎によって不足している場合があります。
 - (7) 照明灯数は、校舎により多少増減する場合があります。
 - (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校舎等へご確認ください。
 - (9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度及び納付すべき費用の額表

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設備の程度									その他		電話番号	
			演説会場									使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		
			照明					聴衆席備付備品					可		不可
400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び係 員控室						
灘区	六甲山幼稚園	六甲山小と共用												891-1043	
中央区	筒井台中学校	武道場のみ利用可能 体育館は上筒井小と共用												241-3201	
中央区	神戸工科高校	科学技術高校と共用のため昼間・夜間共に使用不可												272-9955	
兵庫区	神港橋高校	学校の事情で全日使用不可												579-3650	
兵庫区	楠高校	湊川中と共用（楠高校は夜間定時課程）												521-4700	
兵庫区	友生支援学校	（使用不可/管理上不適切）												576-6120	
北区	八多小学校	八多中と共用												982-0048	
北区	大沢小学校	大沢中と共用												954-0310	
北区	山田幼稚園	山田小と共用												581-0321	
北区	道場幼稚園	道場小と共用												985-2674	
北区	八多幼稚園	使用不可												982-0547	
北区	大沢幼稚園	大沢小と共用												954-0332	
北区	淡河好徳幼稚園	淡河小と共用												959-0112	
西区	太山寺幼稚園	太山寺小と共用												974-0021	
西区	檀谷幼稚園	檀谷小と共用												991-0331	
西区	平野幼稚園	平野小と共用												961-2011	
西区	神出幼稚園	神出小と共用												965-0088	
西区	いぶき明生支援学	（使用不可/管理上不適切）												997-6311	
使用区分及び 納付区分		<ul style="list-style-type: none"> ● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。（別添のとおり） ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。 													
その他		<ol style="list-style-type: none"> (1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。 (2) ゴミは持ち帰っていただきます。 (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校舎と事前に打ち合わせてください。 (4) 控室備品（各校共通） /机、椅子 (5) 演壇備付備品（各校共通） /演壇、演卓、椅子 (6) 備付備品の種類及び数量は、校舎によって不足している場合があります。 (7) 照明灯数は、校舎により多少増減する場合があります。 (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校舎等へご確認ください。 (9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。 													

各施設の区分及び使用料 (市立学校園)

(単位：円)

使用区分		使用時間	午 前	午 後	夜 間	午 前	午 後	終 日
			(9時 ～ 13時)	(13時 ～ 17時)	(17時 ～ 21時)	(9時 ～ 17時)	(13時 ～ 21時)	(9時 ～ 21時)
講 堂	高等専門 学 校 高等学校	平 日	3,000	3,800	6,000	6,800	9,800	12,800
		土曜日、日曜日、祝日	4,000	5,000	6,000	9,000	11,000	15,000
	その他	平 日	2,300	3,000	5,000	5,300	8,000	10,300
		土曜日、日曜日、祝日	3,000	4,000	5,000	7,000	9,000	12,000
体育館		平 日	2,300	3,000	5,000	5,300	8,000	10,300
		土曜日、日曜日、祝日	3,000	4,000	5,000	7,000	9,000	12,000
家庭科教室 多目的教室		平 日	1,400	1,800	3,000	3,200	4,800	6,200
		土曜日、日曜日、祝日	1,800	2,400	3,000	4,200	5,400	7,200
普通教室		平 日	500	600	1,000	1,100	1,600	2,100
		土曜日、日曜日、祝日	600	800	1,000	1,400	1,800	2,400
校 庭	高等専門 学 校 高等学校	平 日	1,800	1,800	3,600	3,600	5,400	7,200
		土曜日、日曜日、祝日	2,400	2,400	3,600	4,800	6,000	8,400
	その他	平 日	1,500	1,500	3,000	3,000	4,500	6,000
		土曜日、日曜日、祝日	2,000	2,000	3,000	4,000	5,000	7,000

人事委員会

神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月30日

神戸市人事委員会

委員長 芝原貴文

神戸市人事委員会規則第1号

神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則
神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則（昭和32年12月人委規則第11号）
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給与の減額) 第7条 [略] 2 条例第12条第4項の「勤務時間条例第16条に基づく人事委員会規則で定める休日である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合」とは、会計年度任用職員勤務時間規則第7条に規定する会計年度任用職員	(給与の減額) 第7条 [略] 2 条例第12条第4項の「勤務時間条例第16条に基づく人事委員会規則で定める休日である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合」とは、会計年度任用職員勤務時間規則第7条に規定する会計年度任用職員

